

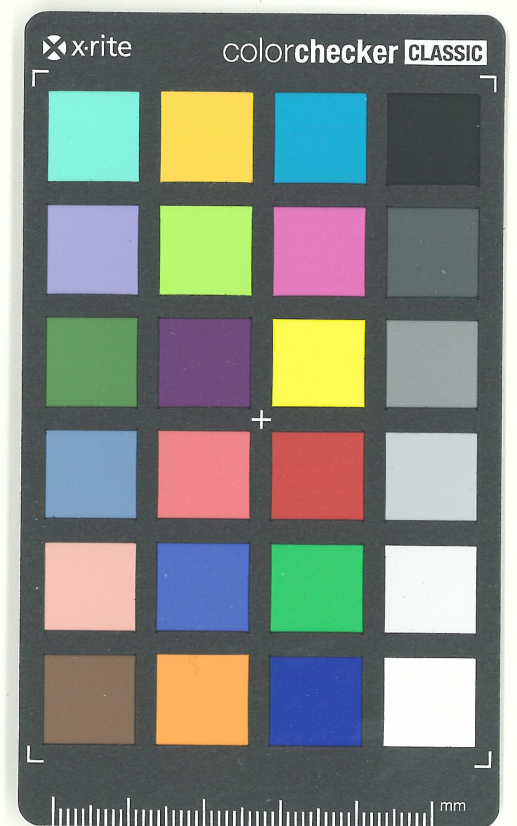
昭和五十二年  
第二回臨時会

(八月十六日開会  
八月十六日閉会)

# 日野市議会議録

(第二十一号)

日野市議会







昭和五十二年  
第二回臨時会

日野市議会議録目次

○八月十六日 火曜日（第一日）

|         |    |
|---------|----|
| 出席議員    | 1  |
| 欠席議員    | 1  |
| 出席説明員   | 2  |
| 議事日程    | 2  |
| 開会      | 2  |
| 会議録署名議員 | 5  |
| 会期の決定   | 5  |
| （議案上程）  |    |
| 議案第六三号  | 15 |
| 議案第六四号  | 18 |
| 議案第六五号  | 27 |
| 議案第六六号  | 39 |
| 議案第六七号  | 44 |
| 議案第六八号  | 54 |
| 閉会      | 55 |

(第一日)



昭和五十二年  
第二回臨時会

日野市議会議録

第二十一号

八月十六日 火曜日 (第一日)

出席議員 (二十五名)

|     |     |           |     |      |      |      |      |      |      |      |      |     |     |     |    |
|-----|-----|-----------|-----|------|------|------|------|------|------|------|------|-----|-----|-----|----|
| 八番  | 五番  | 欠席議員 (四名) | 十六番 | 十五番  | 十四番  | 十三番  | 十一番  | 十番   | 九番   | 七番   | 六番   | 四番  | 三番  | 二番  | 一番 |
| 黒川  | 鈴木  |           | 秦   | 市川   | 米沢   | 石坂   | 剣持   | 谷    | 林    | 板垣   | 橘    | 正国  | 奥住  | 滝瀬  | 滝瀬 |
| 重憲  | 美奈子 |           | 正一  | 芳太郎  | 照男   | 勝雄   | 佐吉   | 栄吉   | 重義   | 正男   | 祐子   | 大治  | 芳雄  | 敏朗  | 政吉 |
| 君   | 君   |           | 君   | 君    | 君    | 君    | 君    | 君    | 君    | 君    | 君    | 君   | 君   | 君   | 君  |
| 十三番 | 十七番 |           | 三十番 | 二十九番 | 二十八番 | 二十七番 | 二十五番 | 二十四番 | 二十三番 | 二十二番 | 二十一番 | 二十番 | 十九番 | 十八番 |    |
| 清水  | 竹ノ上 |           | 名古屋 | 島村   | 飯山   | 三浦   | 日野   | 一ノ瀬  | 本間   | 大下   | 大柄   | 佐々木 | 高橋  | 杉山  |    |
| 芳雄  | 武俊  |           | 史郎  | 孝志   |      | 重春   | 源作   | 隆    | 久博   | 保    | 昭雄   | 通夫  | 寅三郎 |     |    |
| 君   | 君   |           | 君   | 君    | 君    | 君    | 君    | 君    | 君    | 君    | 君    | 君   | 君   | 君   | 君  |

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長 森田喜美男  
助役 前川恒雄  
収入役 杉本好次郎  
企画財政部長 松村清榮  
総務部長 加藤一郎  
市民部長 田倉高光  
生活環境部長 加藤一男

建設部長 森久保三  
都市整備部長 成井正夫  
福祉部長 赤松行雄  
水道部長 中島武男  
病院事務長 遠藤政之  
教育長 倉又秀作  
学校教育課長 長沢三郎

会議に出席した議事事務局職員の職氏名

局長 中村亮助  
書記 朝倉敏夫  
書記 鈴木晴彦  
書記 五十嵐隆

書記 榎村正男  
書記 川上輝子  
書記 安原清美  
書記 小松恵美子

議 事 日 程

昭和五十二年八月十六日(火)  
午後一時開会

一、 会議録署名議員の指名

二、 会期の決定

三、 議案第六三号 日野市長等の給与に関する条例の特例に関する条例制定の専決処分の報告承認について  
四、 議案第六四号 和解の締結及び損害賠償の額の決定について

五、 議案第六五号 昭和五十二年日野市一般会計補正予算について(第三号)  
六、 議案第六六号 日野市立日野第十九小学校(仮称)建設用地取得について  
七、 議案第六七号 新庁舎備品購入について  
八、 議案第六八号 重金属排水処理施設工事請負契約の締結について

本日の会議に付した事件  
日程第一から第八まで

午後二時十一分開会

○議長（名古屋史郎君）　これより昭和五十二年第二回

日野市議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員二十四名であります。本日の会議に、清水芳雄君、黒川重憲君が欠席の旨の連絡がありました。

次に日程第一、会議録署名議員の指名の件については、議長において指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認め

二十七番　三浦重春君

二十八番　飯山茂君

を指名いたします。

次に日程第二、会期の決定の件を議題といたします。議会運営委員長長の報告を求めます。

（議会運営委員長登壇）

○議会運営委員長（島村孝志君）　それでは午前中、

議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果を御報告をいたします。本日、第二回の臨時会に付されております議案は六件でございますが、報告二件がこれに加わるそうです。本日、議案になっております六件のうち、特に第六号議案、日野市一般会計補正予算についての、中で、保育園の問題、出

ておりますので、この問題についてのみ厚生委員会付託ということで、後はすべて即決ということと、こういうふうな議会運営委員会では決定をいたしました。すべて含めまして会期本日一日と、こういうふうな決めましたので、よろしくお願いをいたします。

○議長（名古屋史郎君）　ただいまの議会運営委員長

の報告のとおり、会期を決定するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認めます。

よつて会期は本日一日と決定いたしました。

この際、助役より発言を求められておりますので、これを許します。助役。

○助役（前川恒雄君）　お時間をいただきまして、先日

七月二十二日付で行いました人事異動により、部長の一部が異動いたしましたのでお知らせいたします。

企画財政部長に前の総務部長　松村清栄

総務部長に前の生活環境部長　加藤一郎

市民部長に前の建設部長　田倉高光

生活環境部長に前の企画財政部長　加藤一男

建設部長に前の市民部長　森久保三次

以上でございます。どうか今後ともよろしく願います。

○議長（名古屋史郎君）　次に教育長より発言を求めら



れておりますので、これを許します。教育長。

○教育長（倉又秀作君）

いま発言を許されたので、

日野市立四中のプール事故についての報告をさせていただいたこと、こう思います。これは学校の管理時間中に発生した事故でございます、大変申しわけないことであるというふうに考えております。その概略につきましては、そちらの方にお渡ししてありますリコビーで、お読み取りいただければ幸いかと思いますけれども、その概略について要点だけを申し上げます、こう思います。

事故のあったのは、畑野吉文という四中の三年二組の生徒でございます。事故の発生したのは、七月二十九日午後三時五十分で、これは社会開放プールが終了した後に、特に許されまして、許可をされて泳いでいる間に起こった問題でございます。生徒がプールを使用することを許可されたので、そこで初めは泳いでいたのでございますけれども、そのうちに少し飽きて、水球をやったり、その後に飛び込みでございますね。普通に飛び込んで、普通に泳いでいれば何でもないのでございますけれども、エビ飛び込み、一種の曲芸的な飛び込みをして、そのときに畑野君が頭からプールに突つ込みまして、ここを打ちまして、そしてそこにありますように第六頸椎損傷ということになって、乳から下の下半身が不随になったということでございます。直ちに救急車でもって都立の府中病院に連れていきました。

そして応急の処置をとっていただき、そのために、幸いにしていまのところ生命については恐らく大丈夫なんじゃないか、しかしこれに關しての下半身不随というようになことについては、恐らく後遺症が残ってしまうというのが、いまの状況でございます。

これに對しましては、私たち教育委員会としましては、できるだけその負担を軽くしてあげたいということから、その治療などについては、学校安全会というのをいま申請して、その治療費に充てる。それと同時に学校管理者賠償責任保険というのに市から掛けていただいておりますので、それによる補償などをできるだけそれに充てられないものかということをお願いしております。それから御父兄の方は、これに對して、子供の不注意からそういうことを起こしてしまつて大変申しわけありません。というようなことを言つておられますけれども私たちはできるだけそのお子さんの症状に對應して救済の処置をとつていきたい、こういうふうに思つておりますので、今後ともいろいろなことで御指導なり、御意見をいただきたい、こう思つております。以上でございます。

○議長（名古屋史郎君）

ただいまの報告について御質疑はありませんか。本間 久君。

○二十三番（本間 久君）

ただいま教育長の方から事故についての説明がなされたのでございます、この文章を読

みますと、恐らく学校の一般の水泳教室ですか、終了後の事故というふうに見受けられるのでございます、鈴木教諭が約九名の生徒の参加、これを許したというのは、どういうことで許して、しかも学校側として鈴木教諭のとつた、あるいは教育委員会として教諭のとつたこのような事態に對してどのように考えているのか。

それからもう一点は、畑野さんという生徒の状況、言つてみれば下半身が麻痺しているということですが、恐らく今後の、こういう病状などを聞くと、素人なりに判断すると、ややもすると下半身不随のまま一生送らなければならないんじゃないかという、困つた事故じゃないかなと思ふのでございます、それらについても少し詳しく説明してください。

○議長（名古屋史郎君）

教育長。

○教育長（倉又秀作君）

これはいま、プール使用につきましては、学校プールというのと、それからもう一つ社会開放プールというのをやっているわけです。この事故は社会開放プールという形で、一般的に生徒たちが参加して、そしてプール使用をして泳いでいるというものでございますけれども、それが三時半で一応終わっているわけです。

しかしこの生徒は少しおくれて、ほとんど終了間際に来て少し参加していたのでございますけれども、その子供たちが特に先生にお願いして、というのは、なぜおくれて来たかと言います

と、そこが一番下のところに書いてありますけれども、生活指導上の問題で、と言ひしても、これはこの生徒が悪かつたというわけじゃなくて、この前日にあそこに八王子実践といういう高等学校があると思ひますが、そこで夏季講習のようなものがありまして、そこに参加していたときに、八王子の六中の生徒に殴られたというようなことがあつたんですね。その状況について聞きたいというので、生活指導主任の鈴木という先生が、たまたまその日は宿直でありましたので、その子供についてその様子を聞こうと思つて学校に呼んだんです。そのときに畑野は殴られた生徒ではないんですけれども、同じサッカーのグループということで一緒に来たとき、そういうようなことのために少しおくれて参加したので、そういう事情なんだからひとつ泳がしてくれということと言つたらいいですね。それに対して鈴木教諭は、いや、もう終わつたんだからと、初めは断つたんだそうでございます、もともとサッカーの顧問でもありませんし、その子供たちが水泳がかなり練達の生徒なんです。特に畑野は、その前年のときに水泳の記録会などにも出る候補にまでなるくらいのものであつたようです。そこに油断があつたと言へば油断があつた。それで、その生徒に、じゃ四時までだぞということでも水泳を許可した。そのとき本来ならば、許可したんだからそのまま後ずつとおるべきだという意見もひとつ出ますけれども、しかし学校の放課後におけるようなふうに考

えたようです。そういうことから、いま言った社会ブルをやつていて、その残務をやるために職員室にちよつと戻つたそれで戻ってきたときにそのいまの事故が起こつていた、そういう形で起こりました。

これにつきまして一体どこに責任があるのかということになりますと、いろいろこれは複雑な問題があると思います。あるいは中学生が普通に泳いで飛び込んでくれればこういう事故はなかつただろうと思います。あるいは先生がそこにいればそういうようなことはなかつたであろうということも言えると思います。ですから、責任はどこにあるかということになればある意味で、大きな意味においては、それを学校として許しているわけですから、そういう意味の管理上の管理下に起こつた事故であるということについては、学校等でそれについての責任を考えなければならぬ、こういうふうに私も思つておりますけれども、しかし、いま言ったような事情があつて、いろいろな事情が、その辺のいきさつを御推察いただけたらと思いますけれども、それではそういうようなことを一切やらせないでおけばこんな事故は起こらなかつたんじゃないかというようにことにだんだんなつていくと、これは学校教育というものがだんだん絶えていくようになる、というような心配もあつて、恐らくいま言ったようなことが許可されていったんじゃないか、こういうふうに思つております。

当然監督をしなければならぬ義務がそこにあると思うんですね。それが残念ながら、たまたま日誌とか、あるいは薬品を取りにいくとか、いろいろなことがあつたんでしようけれどもその留守にその事故が起きたということであれば、確かにそういった事故がなければ、全くそれは、つまり泳がしてくるような先生はいい先生だということでも盛んに生徒からも何て言いますか、そういう扱いを受けるでしようけれども、この事故が起きたということになりますと、やはり監督上の義務を少し怠つたんじゃないかということで、当然学校側に責任があるんじゃないかと思うわけですね。それとそういうような事情の中から教育長、何かその辺がいろいろな複雑な問題があつてむずかしいと言われるけれども、何かそれは当然生徒の方ももちろん考えなければならぬところもあるでしようけれども、まだ中学三年生といえ、体は大人のような体つきをしていても、考え方そのものはまだやはり義務教育の範囲を超えるものではないわけですから、当然これらについては学校側も今後はやはり規則は規則として守らせるように、先生みずからが、しかも体操の先生だとしたら、よけいこの辺については考えなければいけない問題じゃなからうかと思うわけです。その辺でやはり補償は当然のことながら、やはりいまお話を聞いてみますと、将来にわたつてもかなり支障を、へたをすると、ややもすると身体障害者になつてしまふというような状況の中で、よほ

それから、下半身の状況でございますけれども、これはいまのところは主治医のお話によりますと、まず手はある程度きくようになるかもしれないけれども、下は一生不随になつてしまふんじゃないか、こういうふうに言われております。これはまだ結論が出たわけではありませんけれども、そういう主治医からの予測を私たちにも話されております。そんなところでございますが……。

○議長（名古屋史郎君）

本間 久君。

○二十三番（本間 久君）

いま、教育長の説明です

と、わかつたようなわからないようなところがあるんですけれども、何か生活指導上の事情聴取だとか何とかということですが、私の聞いた範囲でまちがいがあれば訂正しなければなりませんけれども、サッカーの練習をしていたというふうな話も聞いています、あるいはサッカー部の部員であるということですか。（「はい」と呼ぶ者あり）そういうことなんです。それで暑いから泳がしてくれというようなことで、結局泳がしてもらつたわけですが、本来ならば一般の普通の生徒であれば、まずは放課後なんだから、もうプール清掃終わつてしまつたんだから、帰されるというのが普通ですね。恐らく先生が、もう終わつたんだから帰つてもいいと、またあしたにしてくれと、これが普通の指導上のものじゃないかと思ふんですけれども、それを許可をしたということになりますと、

ど学校側もこれら問題について対処しなければならぬ、善処しなければならぬんじゃないかと思ふし、今後の対策としてもやはりいろいろな問題が、今後そのようなことについてもあるいは許すというような発言にとれるような感覚ではまいと思ふし、もう少し学校側も、教育委員会側も被害者の、被害者というか事故の起きた側に立つた考え方でない、私は少なくとも何かどつちもどつちだというような発言に聞こえるようにならないですけれども、やはり、それは悪いものは悪いというところで注意すべきだし、今後やはりそのような指導については、厳正に教育委員会に徹底をすべきじゃないかと思ふわけです。

○議長（名古屋史郎君）

次に高橋通夫君。

○十九番（高橋通夫君）

この文書を見ますと、脊椎が

が損傷ということになるんだけれども、どこか当たつて脊椎がこうなつたのか、その辺が不明なんで……。

○議長（名古屋史郎君）

教育長。

○教育長（倉又秀作君）

逆さまに飛び込みまして、

頭を打ちまして、その影響でこの脊椎を頸椎の損傷があつた、そういうことですね。そのために下半身が不随になつた、こういうことです。

○議長（名古屋史郎君）

高橋通夫君。

○十九番（高橋通夫君）

頭を打つたという浅いと

ところでやっていたわけですか、その点。深いところならば頭を打たないんだけれども。打ち所が悪かったのか。

○議長（名古屋史郎君）

教育長。

○教育長（倉又秀作君）

学校のプールは一メートル

一〇と一メートル三〇と、これが規格のプールでございますが、たまたまその生徒がやっていたのは一メートル一〇の浅い方で、していたわけですね。しかし二十センチということではそれが直接響いたんじゃないだろうというふうにわれわれは推測しております。ただ平素の指導では、そういう飛び込みはあのプールでは危険なんだということで、平素の指導ではやらせないように指導しております。学校の指導などではそういうことは禁止しているわけです。

○議長（名古屋史郎君）

高橋通夫君。

○十九番（高橋通夫君）

泳がしてくれというので、

そういうことで泳いでいるつもりでいたのが飛び込みをやったということですから、そういうときに飛び込みは危険だということのような注意はしなかったのか。それとその前の続きがわからないんだけれども、やはりその前に予備体操なんかちゃんとやったのか。それから途中から来てすぐやったのか。そういう点の説明を……。

○議長（名古屋史郎君）

教育長。

○教育長（倉又秀作君）

予備体操等は前から、遅く

来たんですけれども、終わる十分くらい前に来て、そして泳ぎ

に参加しているわけです。そこで終わりということでは、ところが、実はこういう事情で遅く来たのだから、それも別に自分たちの不注意でよくてきたんでないの、こういう事情でよくれたんだから泳がしてくれと、こういうようなことの予定でいましてから、準備体操の問題は必ずしもしていないとは思っていません。それからさつき申しましたように、その場において、そういうことは危険だからそういうことはやってはいけない、という注意は恐らくしていないと思います。

○議長（名古屋史郎君）

高橋通夫君。

○十九番（高橋通夫君）

市長や教育長は病院にお見舞いに行かれたのかどうか、そういう点について。

○議長（名古屋史郎君）

教育長。

○教育長（倉又秀作君）

私は翌日、早速、病院の方

にもお見舞いしました。その後ももう一回様子を見ながらお見舞いに行つて、お父さんお母さんにお会いしてきました。これは学校の校長、教頭、あるいはこれに関係した先生、あるいは学校教育課長も行つて、いろいろ私たちの一つの希望としては脊髄が何とか直らないのかなという気持ちを持っております。そうでないことがお見舞いに行つてだんだんわかつてきた。

○議長（名古屋史郎君）

市長。

○市長（森田喜美男君）

たまたま御近所の家庭でも

ありますし、御見舞の意は伝えております。そしていま聞くところによりますと、殺菌室ではんの数分間、親でも面会ができない、こういう状況だそうですから、じかに御見舞をするということは控えておりますけれども、御見舞の意は伝えております。

○議長（名古屋史郎君）

三浦重春君。

○二十七番（三浦重春君）

この問題は、大変な事故

で私どもも沈痛するわけでございますが、その原因とか、あるいは指導、監督の問題につきましては、先ほど来各議員さんが言っておりますのでこれはおくといたしまして、この資料の少しまいの方にあります、教育委員としての救済措置という項目で、学校安全会を適用申請し、学校管理者賠償責任保険の申請を検討中とこう書いてありますが、この前者と後者の適用あるいは該当について問題点がどこにあつて、でき得る状況にはならないのかどうか、ならないようなふうになるのかどうか。

また次に、この両者が該当された場合にはどのような経済的援助、あるいはその他の援助が行われるのか。またどのくらいの期間にわたつて、最悪の場合、たとえば一生不具者になつてしまつたというときにどの程度の時期まで救済され、その後はどういふふうになるのか、その点ちよつとお聞きしたいと思ひます。

○議長（名古屋史郎君）

学校教育課長。

○学校教育課長（長沢三郎君）

三浦議員の御質問

の学校安全会の適用、これにつきましては一応学校内で起きました事故につきましては、別にその事故が学校側に責任があるとかないとかそういうことにかかわりなしに、学校管理内の事故に対しては全面的に安全会が保険でできない部分の補償をしてくれると、ですから普通の場合ですと家族療養費といひますと、七割程度しかききませんので、残りの三割を安全会の方でめんどろを見てくれると、こういうことで、後、後遺症が残つた場合につきましては、第一種障害として二百四十万が限度で補償を安全会としてしてもらえると、それからなお学校管理者賠償責任保険、この方につきましては、これは学校の管理下において学校側に完全な手落ちがあると、あるいは施設、指導という面において完全な手落ちがあると、そういうことがはつきりした事件において、この保険の対象になるとこういうことで、この場合の保険というのはどちらかと申しますと、治療費の面の補償というよりか、その事故のために後遺症、あるいは死亡に至るとかいうような問題が生じまして、それが一つの訴訟ざたになつてくると、このような中から一応市が掛けておりますので、市にかわつて保険金を払ってもらえるということ、この場合の最高が二千万と、一件について二千万というのが最高の支給限度ということになっております。

なお安全会関係につきましては、一応一つの病例といひます

か、事故等の補償期間というのは大体五年間をもつて打ち切られると、最高五年間をもつて打ち切られると、学校管理賠償責任保険の方は、いま申し上げましたように最高二千万というような形で補償打ち切りというようなことで、それ以上先々のずっと永久的な形でめんどうを見るとか、そういう形の保険ではないわけです。

○議長（名古屋史郎君）

三浦重春君。

○二十七番（三浦重春君）

了解。

○議長（名古屋史郎君）

島村孝志君。

○二十九番（島村孝志君）

一点、ごく初歩的な質問

になるかもしれませんが、今回起きた事故そのものではございませんが、それに関連した質問をしたいんですが、先ほど教育長の答弁の中にもありましたけれども、学校プールと社会プールとあるんだというお話がありましたけれども、学校プールと社会プールの違いの、いわゆる意義といえますか、理由といえますか、目的といえますか、そういったものをひとつ教えてください。ほとんど小学校、中学校それぞれにあると思いますので、それぞれの場合での管理体制、指導体制、これについてひとつ御説明をいただきたいと思っています。

○議長（名古屋史郎君）

学校教育課長。

○学校教育課長（長沢三郎君）

日野市におきまして

は小・中学校とも一応夏期休暇中の学校プールの期間を十五日

それから社会開放プールの期間を十五日とこういうふうに規定いたしました。学校プールにつきましては、これは全面的に学校が主体的なあれをもちまして、児童生徒だけを対象にして一応教育課程に準ずる形で指導を学校の先生方が行っている。

なお社会開放プールにつきましては、一応学校のもとから離れまして、教育委員会の体育課が大体その責任を持って、一般の人から指導員等を募集して、もちろん指導員の中には学校の先生方も大ぜい参加されております。その学校の先生を含める一般からの募集に基づきまして、教育委員会の方から指導員としての委嘱状を差し上げて、その方々によつてめんどうを見ていくと、学校によりまして個々に違いがあるんですが、たとえば開放プールの場合には児童並びにその父兄ですね、と一緒に来てプールで泳いで差し支えないと、このような形で子供と父兄が一緒になって開放プールの場合は参加しているという事例も小学校の場合あるわけですが、中学校の場合はもうほとんど子供も大きくなつておりますので親と一緒にプールに入るのはいやだというんで、実質的にはほとんど学校プールとはかわらないような状態で、いわゆるその学校の生徒たちが主体になつて、名前だけは学校プールと社会プールというような形で違いがございすけれども、内容的には同じような状況で子供たちはその学校の子供たち、指導しているのも大体その学校の先生方が指導している、そんなような状況なんですけれども。

○議長（名古屋史郎君）

島村孝志君。

○二十九番（島村孝志君）

関連事項で恐縮ですけれ

ども、そうしますと、社会開放プールと、学校プールの違いというのはあくまでも学校プールは児童だけと、対象が。社会プールの方は父兄も含めた環境の中で水泳をさせる、それで学校によつて違うけれどもという説明がありましたけれども、実質的にその小学校、中学校の中で父兄を含めて開放している学校がどの程度ありますか教えていただきたい。

○議長（名古屋史郎君）

学校教育課長。

○学校教育課長（長沢三郎君）

昨年度のケースで

すけれども、日野の五小とか、あるいは南平もそうだったと思えますが、それから、高幡とか、全部で昨年度は二、三枚しかそういう形で父兄も一緒になつて泳げるような状態ができているプールというのはなかったわけです。

それで昨年の夏期問題対策委員会というのを持ちまして、PTAの代表の方とか、あるいは学校の代表の方、あるいは組合の代表の方、それぞれの代表の方々に集まっていたかまして夏期のプールをどういう形でもついでいくのが一番いいのかという話し合いをやりまして、学校開放プールについてはできるだけ父兄の方たちも一緒に泳ぎたい、という希望があつた場合には学校側としても受け入れて、開放プール期間については学校プールを開放してほしい、こういう形で指導はしているわけ

です。

ただ本年度は実質的に学校プールが七月から八月にかけて前半の方に学校プールを持つている学校が多くて、社会開放プールというのはどちらかといえますと、夏期休暇中の後半の方に持つている学校が多いので、現在のところ本年度の開放プールがどの程度各学校で実施されているか、こういうあれについては結果をつかんでいないわけですけれども。

○議長（名古屋史郎君）

島村孝志君。

○二十九番（島村孝志君）

たびたびの質問で恐縮で

すけれども、本来言われている趣旨は十分わかるんですけども、趣旨を生かすんならばそういう体制を学校側のいわゆる受け入れ体制をつくつて、それから社会開放プールとこういうシステムの中で運営されるのが当然だろうと思うんですね。ところが昨年度は三校程度しかこういう所はなかったと、あとは全部学校教育プールと同じ状態ですね。それにもかかわらず学校プールと社会開放プールと分けてあるのは何が目的なんですか。私も小学校の生徒持つているものですから。実は学校のプールのスケジュール表を見まして、実は不思議に思っているんですよ、何が目的なんだろうかと、全部通して学校プールにする。と先生の負担が多くなるから先生の負担を少なくするために、いわゆる別の指導員を雇つてやっているのかという気持ちもしますし、その目的は何なんですか、その目的を聞いています。



理想の姿を聞いているんじゃないかと、その目的は何なんですよ。うかと伺っているんですよ。

○議長（名古屋史郎君）

教育長。

○教育長（倉又秀作君）

そのプールの夏期における

取り組み方というのは、これは大変長い歴史を持つておりまして、いま島村議員が言われたように、先生方の本来やる夏休みにこれだけの労力負担をさせるということ事態が問題点だという発想が一つあるわけです。しかし一方においては泳げない生徒もあると、そういうような子供たちの指導はどうするのか、そういう問題が一つ。そういうようなものとの間の妥協と言つてはおかしいんですが、都教委が一応の指針として、それは学校プールはある期間やつてやつて、しかしあとについては、本来的には夏休みはプールという施設は、むしろ市民に大いに開放するという方法も考えて下さいというような形で、私たちいまままで二十日間が学校プールだったんですが、今年からは十五日、十五日ということになったんです。いま言ったように本来ならこういう体制を十分整えた上でそうすべきだという、いま議員のお話しというのは全くそのとおりなんでございまして、いまそういうような形をだんだんたどりながら学校を社会に開放した。今年などもさっきの検討委員会の中にも、たとえば子供会というのがございまして、その人たちがたとえば社会開放プールのときに、うちの方の子供会もここに来て泳がせたいか

ら、ひとつさせて下さい、というときにはもちろん指導者はいい言ったように先生方はつきますけれども、その人たちが優先的に泳いでもらおうというようなことも、これもそのときになつてすぐというわけにいきませんので、計画的にそういうようなこともやつていこうということで、だんだん社会開放の方に向つて進もう、こういう一つの基準線があつて、いま言ったようなその過程にあるということ御理解をいただきたいと思います。

ただし、それが最後に学校プールは残らないのか、これはやはり残るんです。どうしても普通の授業中ではどうしても指導が十分でないから夏休みの間にも指導しなければならぬ。

この点はある期間に残つていくわけです。そのような形で、いま夏休みにおける使用というのは進めて、いま話し合つていくわけです。

○議長（名古屋史郎君）

島村孝志君。

○二十九番（島村孝志君）

最後にしたいと思ひます

が、私いままでいろいろ聞きましたのは、そういつたたてまえ論だけで学校の管理体制というものを行つていくところにそもそも欠陥が表われてくる原因があるのではないかと思うんですよ。したがつてはつきりとたてまえ論だけじゃなくて、実際に事実を伴わせながら、ある学校は父兄も含めて泳がせてみたりある学校はそれがまだ認められなかったり、いろいろあつた中

で社会開放プールという名前をつけてやらなくても、いろいろ

な方法はあるんじゃないかと思うんです。学校の先生の負担を減らすんならば、前段から指導員を含めながら指導体制をとつてくれれば先生の負担だつて減つてくるわけですし、そういうことを考え合わせて管理体制がきちつとできるように十分考えた上で、ひとつプールの指導、あるいは管理をやつていただきたいと思うんですね。そういうことが皆さんのために、社会開放プールという名前の中で起きた事故なんでしょう。ここに書いてあるのを見ると社会教育プールですね、この責任が学校にあるのか、教育委員会にあるのか、先ほど社会開放プールは教育委員会が責任を持つてやる、というお話でしたけれども、そういったことを少しはつきりと各学校統一した中で割り切つてやつていただきたい。余りたてまえ論だけでもつて、あとは中身は学校まぢまちだということがないようにきちんとやつていただきたいと思ひます。以上でございします。

○議長（名古屋史郎君）

次に、秦正一君。

○十六番（秦 正一君）

了解。

○議長（名古屋史郎君）

以上で報告を終わりたいと思ひます。

これより議案第六三号、日野市長等の給与に関する条例の特例に関する条例制定の専決処分報告承認の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（森田喜美男君）

きょうはお暑い中、臨時会

をお願いいたしました。議員の皆さんの日常活動に心から敬意と感謝を申し上げて、これから六議案につきましの議案上程に入らせていただきます。

議案第六三号でございますが、本議案は七月から市長及び助役の給料の額を市長は三カ月間、助役は一カ月間、それぞれ十分の一の減給とするものであります。詳細につきましては担当者をして説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（名古屋史郎君）

関係部長から詳細説明を求めます。

○総務部長（加藤一郎君）

それでは御説明申し上げます。

今回の汚職事件に当たりまして、理事者みずからの戒めといたしまして、ただいま市長の方から提案申し上げましたとおり、日野市長等の給与に関する条例の、この規定にかかわらず、市長の給料月額四十三万円を七月から三カ月間十分の一減給し、月額三十八万七千円に。

また助役につきましては、助役の給料月額三十七万円を同じく一カ月間十分の一減給し三十三万三千円とするものです。これにつきまして六月二十九日特例条例を制定いたし、専決処

分を行いましたので報告し御承認をいただくものでございます。  
よろしくお願いいたします。

○議長（名古屋史郎君） 此れより質疑に入ります。  
三浦重春君。

○二十七番（三浦重春君） この議案が通りましたら一  
応減額になりますと、期末手当等につきましてはどのような関  
係がありますか、お聞きしたいと思います。

○議長（名古屋史郎君） 総務部長。

○総務部長（加藤一郎君） この特例条例につきましては  
ては、七月一日から適用ということでございます。それぞれ一  
般職員の期末手当につきましては、たとえば六月份におきまし  
ては六月一日が基準日でございますので、今回この減給につ  
きましては期末手当は該当しない。要するに……。

○議長（名古屋史郎君） 三浦重春君。

○二十七番（三浦重春君） それはわかつているん  
ですが。たとえば職員が何か減額をされたりなにかした場合に、  
当然期末手当のときに何か関係が出てくると思うんですよ。期  
日は六月一日とか、十二月一日とか言っても、したがって  
これはやはり給与を減額しているわけなんで、そういう影響は  
ただそのときの満額で計算するのではなくて、何らかの関係が  
出るんじゃないか、こういう判断で聞いているわけです。それ  
があるかないかお答えいただければ結構です。

会に訴えて、そして承認を得るのが順序だと思っておりますが、そ  
うでない方法をとった理由はどこにあるんでしょうか。

その理由をお聞かせいただきたい。

○議長（名古屋史郎君） 答弁願います。総務部長。

○総務部長（加藤一郎君） 今回の汚職事件につきま  
して、これの一応の終結を見たという時期が、これが六月でこ  
います。そういう中で、一連の関係職員につきましても、六月  
三十日付をもちまして、一応の処分が行われたということでこ  
ざいますので、理事者につきましても、これに合わせて行つた  
ということでございます。そういうことで、現在ある条例の中  
では支給ができませんので、特例条例を専決処分によつて行つ  
たということが理由でございます。

○議長（名古屋史郎君） 剣持佐吉君。

○十一番（剣持佐吉君） 余りくどいことを言つて大  
変恐縮ですが、この臨時議会がなければいいですよ。この臨  
時議会があるという、それに提案ができるわけですね。それ  
で特に急がなければならないことは、六月に決めなければ  
ならないという、どこにも拘束はないはずなんです。そのま  
まいいはずですよ。もし、そうとするならば、いま、総務部  
長の言うのは、事務的な答弁と私は受け取っているんですが、  
もつと基本的なものがないんじゃないか。これでいいんだとい  
うのお手盛りのような感じでは、むしろ謹慎の情が形式的な

○議長（名古屋史郎君） 総務部長。

○総務部長（加藤一郎君） 今回の中で減給、一般職  
員でございますけれども、減給もあり、なお給料の昇給の延伸  
ということも行われております。そういう中におきましては、  
先ほど申し上げました期末手当には基準日ということがござい  
ますので該当はいたしませんけれども、昇給の延伸というのが  
ございますので、これにつきましては該当するというふうに考  
えております。

○議長（名古屋史郎君） ほかに御質疑はありません  
か。剣持佐吉君。

○十一番（剣持佐吉君） 不勉強で私だけがわからな  
いのかしりませんが、ちよつと条例専決という形だけにこだわ  
るんじゃないに、謹慎の情というのを総務部長も市長も言つて  
おりましたが、それはこういうつもりでありますから、ひとつ  
御裁断をお願いいたします、という態度の方が正しいと思うん  
ですが、特に専決しなければならなかったという理由がどこ  
かにあるんでしょうか。そうでなければ専決は、たとえば時期  
があつて、緊急やむを得ないんだ、条例のごとき、いわゆる法  
律の改正ですから、その法律の改正をどんと市長がやる  
ということになると、これは大変な問題ですが、ただ、そういう  
形式にとらわれるんでなしに、特にこの案件の内容からすれば  
こういう謹慎の情を市民にあらわしたいんだ、ということを議

ものになりはしないか。その誠意がこの提案のスタイルの中に  
はうかがわれない。それに何か理由がなくて、総務部長の答弁  
がそのままとするならば私はそれでいいんですよ。別にあえ  
て追及したところで同じことでしょうか、返ってくる回答は  
同じでありますから、そういうことを伺つてゐるわけです。  
ほかに何か理由がないか、それでは謹慎の情が余りに形式的に  
受け取れやしないか、ということですよ。総務部長の答弁が、最  
終的であつて全部であるならば、それで結構です。

（「議長」と呼ぶ者あり。）

○議長（名古屋史郎君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 私からお答えすることもど  
うかという、それこそ心にひつかかるものがございますが、六  
月三十日付で一連の職員並びに理事者の責任処分を行う、そ  
ういうことの中で行わせていただきました。そしてこのことにつ  
きましては、よその例等も参考にさせていただきました。よそ  
もこういう形で行われておる。いま言われる確かに何かお手盛  
りで自分を処罰するということの不十分な点もあるかもしれま  
せんけれども、こういう形が取り得る一つの方法である、こ  
ういう判断のもとに専決をし、特にまたこの事件につきましては、  
単純に議会に報告をするという性質ではなくて、やはり条例の  
提案という形で御審議をお願いをしておる、こういう次第でこ  
ざいます。

○議長（名古屋史郎君）

剣持佐吉君。

○十一番（剣持佐吉君）

それでは、答弁はその程度でしようから私は問題がありそうな問題を若干意見として提起しておきますが、直接責任者に一番近い助役が一月で、それから市長が三カ月というのは、その状況もわかります。しかし、それはそこにまた問題がないでもないわけです。というのは、直接の関係者に重く謹慎の情をあらわしてもらうことが、むしろ正しいかもしれません。それを一月にして三分の一にしたことは、むしろ同情の意味もあつたんでしょう。あるいは同情でいいか、悪いか、わからないわけですね。いいか悪いかは、議会の審議を経なければわからないわけです。それで決めましたから承認を、承認をしなくても、これは法律的には有効なわけですね。そうするとお手盛りであつて、はたして十分な審議が尽くされたかどうかということが、そういう経過をつかめないわけですね。そういうところに問題がありはしないか、ということとです。私は、謹慎の情ということもわかるし、それから市長の誠意もわからないわけではありませんけれども、それが正しいかどうかというところには疑問があるということとで質問をしたんだということです。

この次に、と言つて、またこういうことが再び繰り返されては困ることなので、参考にしていただければ結構です。質問を終わります。

○市長（森田喜美男君）

議案第六四号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、日野市立第五公園内の遊水池設置工事中に発生した事故に関し、被害者側との話し合いによつて和解が成立いたしましたので、議案を提出するものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせていただきますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（名古屋史郎君）

関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（加藤一郎君）

御説明申し上げます。た

だいま市長の方から提案理由の説明がございましたが、本議案は昭和五十一年十月十七日、日野市多摩平六丁目二九番地、日野市立第五公園で発生した事故について、昭和五十二年二月十九日、被害者、河村緑の両親である日野市多摩平六丁目二〇番地、公団住宅二二七―四、河村雅樹、ケイ子の両名が原告となり、日野市、工事請負者の株式会社、清水組及び清水組の工事監督者、中里七郎を相手取つて提起された総額一千九百三万一千八百円の損害賠償請求訴訟事件に係る和解の締結及び損害賠償額の決定の議決をお願いするものでございます。

和解の相手方につきましては、議案書のとおりでございます。損害賠償額につきましては、総額一千五百万円で、そのうち五百万円を市が負担し、残り一千万円については、清水組と工事

○議長（名古屋史郎君）

これをもつて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となつております本件については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）

御異議ないものと認めます。

よつて本件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもつて意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）

御異議ないものと認めます。

よつて議案第六三号、日野市長等の給与に関する条例の特例に関する条例制定の専決処分報告承認の件は、原案のとおり承認されました。

これより議案第六四号、和解の締結及び損害賠償の額の決定の件を議題といたします。理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

監督者の中里七郎が連帯して支払う、という和解案でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（名古屋史郎君）

これより質疑に入ります。

三浦重春君。

○二十七番（三浦重春君）

この問題は、前々から何

回か説明があつたわけでございますが、最初の状況とかその他の若干の説明だけで、内容にわたりましていわゆる裁判になりました。内容については、まだ十分な説明を受けてないような気がしますので、原告の訴文あるいは裁判の経過ないし最終和解に至つたときの状況、これをまず第一点御説明願いたいと思います。

それからその次に、別の考え方からお聞きするわけですが、工事を請負つたのが清水組ということでございます。工事契約の中に何か問題があつた場合に、請負工事が責任を持つという一項がたしかあるはずなんで、何で市がその一端を担わなければならないか。この点何か契約書に特別にそういうものがあるかどうか。例えば市が受ける、何か事故があつたら市が責任を持つというふうな、条文中に契約があるかどうか。あるいはまた、工事の責任者が受けるんだという条項になつていないかどうか。いわゆる工事請負契約の事故における責任の分担が明記してあるはずでございますので、その点をひとつ御説明願いた

いと、かように思います。以上、二点。

○議長（名古屋史郎君）

総務部長。

○総務部長（加藤一郎君）

最初に事件の経過でござ

いますけれども、先ほど御説明いたしましたとおり、十月の十七日、事故発生ということございまして、十二月の二十七日に河村氏の代理人である鹿島さんという弁護士でございすけれども、市長あてに催告書ということでございます。この内容は、日野市は清水組と連帯して約千七百五十万円を支払えと、こういう内容でございます。それから五十二年の一月に入りまして、同じ鹿島弁護士及び清水組の代理人と——小林という弁護士でございますけれども、数回にわたりまして折衝しております。請求額全体については、内部分担の割合についても、相互にかなりの開きがある、こういうようなことで、話し合いが大変困難だというような経過でございます。

二月に入りまして、河村氏より訴訟が提起され、請求額は、先ほど申し上げました約千九百万円という数字でございます。四月の十九日から、これは第一回の口頭弁論に入りまして、五月の三十一日、第二回目でございます。これについても、被告日野市と清水組との内部分担については、真っ向からの対立があった。裁判所の方におきましては、和解を勧告されておったということでございますけれども、そういう状況であった。六月二十日におきまして、第一回の和解期日、被告清水組より保険会社の損害額の試算表の提示が行われた。こういうこと

ます。ただ、事故そのものが市の発注した工事現場であり、場所が公園であった。それでその当時の議会側の御質問にも答えた記憶がございますが、もちろん第一の責任は、工事を請負っております業者である。それから周辺に対しまして、この公園をしばらく閉鎖する、そういったPRも、書き物なり説明会等で行った。ただ、市が問われて、われわれが非常に残念に思っておりますのは、つまり、公園ですからあげとけばやっぱり遊びに来る子供がある。その際に、さくをして、そうして本当に入れないように閉鎖をしておれば、こういう事故は起こることとはなかった。この点につきましては、間接的な責任を感じるわけがあります。もちろん、これは工事に伴いまして、それから、工事には安全対策費用等もありますし、それから社会通念といたしましても、恐らく契約の中にもこの事故に対する責任分担は契約事項としてあると思っております。しかし、こういう前後の状況から判断いたしましたして、特に行政と市民という関係でもありますし、早く何とかお話がつくものならばつきたい。したがって理論的な結論というよりも、むしろ被害者に対しては、特にまた亡くなられた子供さんに対しての弔慰を早く処理をしたい、こういう気持ちで、たまたま裁判所の方からそういう和解勧告がなされたので、それを了承することによってこの事件の決着をつけ、それから被害の方にも弔慰の誠を尽す、こういうふうな判断に立った次第でございます。理

で、日野市側では清水組八、日野市二の割合の主張を行ったわけでありすけれども、清水組の方は、日野市が六であり清水組が四である、こういうような主張が行われております。

こういうことで七月十五日第二回の和解、これについての勧告が行われたわけですけれども、この中におきまして、双方の初めて日野市分担五百万、清水組分担一千万円、こういう数字が一応出てきたわけですけれども、これにつきましても、三者それぞれ不満ということで、承服はしなかった、ということでございます。

七月二十八日に入りまして、第三回の和解関係でございますけれども、これにつきまして、最終的に了解が行われた、こういう経過をたどって決まったわけでございます。本日提案申し上げたのは、そういう内容の中で提案申し上げたわけでございます。

契約関係の中で、責任の分野の条項が入っているかどうかというところでございますけれども、それにつきましては、後ほど調べてお答え申し上げたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）

市長。

○市長（森田喜美男君）

これ、また痛ましい事故の一応の処理でございまして、まことにわれわれも心を痛め、かつまた、議会、市民の方々にも公金を支出するということにございまして、申しわけないことである、というふうに感じており

論的に結めますという問題もあろうかと思っておりますけれども、そのような見解で、もちろん責任は工事請負者に持たせたい、一〇〇％工事請負者に責任があるというふうにも一応思いますけれども、こういう形で処理をさせていただいたというところでございまして、何とぞ御理解を賜りたいと思っております。

○議長（名古屋史郎君）

三浦重春君。

○二十七番（三浦重春君）

市長の気持ちは私も議

員全般のもちろん気持ちだと思っております。市民がとうとい命を失ったということは金銭にはかえがたいことでございます。また延々日時を費して、さらに心配にあるいは苦痛に拍車をかけるということは、まことに為政者としても忍びがたいことである、かように考えておるわけです。しかしながら半面、やはり清水組に請負契約をしながら、結果論から言えば、市が三分の一の責任を負うというふうになっております。市長の言うようならば、むしろ弔慰金とか何かの名目で裁判の和解とは別に五百万なら五百万議会の了解の中で出して、裁判は裁判として最後まで闘ってくれることが私は正しいあり方であると、かように考えるわけです。

それから、この和解の問題ですが、この問題はいまの説明によりますと、多分、推測するところによると、法廷和解というだろうと思うんですが、何かはっきりした解明がないのでわか



りませんが、一応法廷和解ということで私も判断するわけですが、清水組が六対四で市の方に六の責任があると言われたのは、条項のどれに該当して言われているか。また市の方で責任分担の説明がないわけですが、どのような責任分担で交渉を弁護士がしたか、その辺も聞きたいと思うんです。いずれにいたしましても、この問題は議案が上程されて、議案というのはこの工事の発注の議案が上程されたときにも事故のないようにというところも言っておりますし、工事の前日にも、実は私、市長と廃棄物処理組合の帰りに一諸だったので、事故がないようにしないと危ないですね、というようなことも言った覚えがあるわけなんです、市長も万全の策を講じますということ、またまた次の日にそういう事故が起こってしまったような状況ですが、何回も練りかえすようですが、本当に被害者に対しては気の毒千万のことでございますが、先ほど私の最後になると思います、質問で、市の要求額がどういうふうに出したんだか、その問題と、要するに要求額、それからもう一つあと回答がないんですが、回答はいつの時点で出していたのか、契約書の内容、この点につきまして御説明をお願いしたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）

総務部長。

○総務部長（加藤一郎君）

契約の責任でございますけれども、これにつきましては、契約の際、これは第三者に対する責任ということで、工事中第三者の身体、財産に損害を与

どこからもいってないわけではなく、市長は本当に良心的に事故がないようにと、仕事が終わるまで眠れないほど心配だったものと思います。たまたまそういう中に起こったので、この点はやはりはっきりと、責任はないけれども弔慰金で出すのもおかしいから法廷和解の方でやったんだと、清水組はただ五百万もつかっちゃったんだということを、何らかの時点で、何らかのところではっきり解明しなければならぬ、かように思いますが、その気持ちがあるかどうかお尋ねしたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）

市長。

○市長（森田喜美男君）

気持ち基本的には私でもそういう気持ち、やはり権威のある裁判所におきまして、初めは裁判官の認識不足だったかもしれないけれども、日野市の方にもっと大きい責任があるようなそういう言い方があったと聞いております。先ほど私も言いましたように、たまたま現場が公園だったということ、それから仮にPR等を行いましたが、要するに部分的な閉鎖をしていなかったというところにわれわれの手落ちがある、そこを問われるとやはり弱いものがある、というふうに感じておりました。したがって、この清水組側の特に弁護士は清水組自身が掛けております保険会社の弁護士だということでもあります。保険会社もなるべく支払いを加担したくないということもあったでしょうし、確かに割り切れないものがあるかもしれませんが

えたときは、その解決に当たるといふようなことで、法的にその解決に当たるといふことは原則的にうたわれてございます。ただし、甲の責めの理由による場合においては、甲これは市でございませうけれども、この責めを負うものとする、こういうことで一応契約は交わされております。

○議長（名古屋史郎君）

三浦重春君。

○二十七番（三浦重春君）

甲の責めに該当するものは甲が持つというふうに確かに書いてあるはずですが、これはどんな契約にも載っているはずなんです。では、五百万が私、先ほど言ったように、弔慰金とか何とか、葬祭費とか、そういう名目で、そういうふうな気持ちで出したならともかく、少なくとも法廷の和解でそれが決定した以上は、責任の三分の一、いわゆる一端が日野市にあるということが未来永劫に格づけられるわけなんです。（「そこが問題だ」と呼ぶ者あり）そこが問題だということなんです、皆さんもおっしゃっておりますが、そのとおりだと思ふんです。そしてこれははっきり言う汚職の問題で市長が責任をとられ、その他関係部課長がほとんど全員責任をとられたわけですが、私は金銭上の汚職よりも、人間一人の命を失ったあるいはその加害者、三分の一の加害がある、責任があるということになりますと、これは大変な問題だと思ふんです。単に三ヶ月月給の一割くらい減らしたんでは済まない、こういうふう考えるわけなんです。しかも

ども、むしろ裁判所の比較的、情のある和解勧告に従おう、こういうことであります。確かに責任を追及する別の訴訟ということを行いますと、大変時間がかかると思ひますし、それからそのことが一方には大切なことではあります、被害者の方に対していつまでも事件の解決を延引させておくということも、申しわけないという気持ちからの結論でございますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）

三浦重春君。

○二十七番（三浦重春君）

わかりました。市長の

前段の説明でよくわかりました。ただ最後に一つ、先ほど聞いておりますと、市の清水組に対する反訴といひますか、反対意見といひますか、いわゆる清水組が六、四だと言ったことに對して当初市はどのようなことを言ったのか。市がゼロで清水組が十だと言ったかどうか、何と言ったか、その点を弁護士が交渉していると思ふんですが、その最初の出だしを御説明願ひたいと思ひます。

○議長（名古屋史郎君）

助役。

○助役（前川恒雄君）

最初は市はゼロだと主張して

○議長（名古屋史郎君）

三浦重春君。

○二十七番（三浦重春君）

最後の最後でもう一度聞きたいんですが、それは議事録に取っておりますか。何か法廷

でやっただんですか。何か文書か何かあるかどうか。

○議長（名古屋史郎君）

助役。

○助役（前川恒雄君）

これは法廷でやったものではございません。ただ清水組がいわゆる抗弁書といいますが、清水組には責任がないという文書を裁判所に提出いたしました。それに対する反論として市で出しております。

○議長（名古屋史郎君）

三浦重春君。

○二十七番（三浦重春君）

その反論はいまでもございますね、文書は。

○議長（名古屋史郎君）

助役。

○助役（前川恒雄君）

もちろん出したものはあると言いますか、出しているわけでございますから。

○議長（名古屋史郎君）

三浦重春君。

○二十七番（三浦重春君）

それは一件落着いたら弁護士から返してくれるんですか。市では持っていないんですか。

○議長（名古屋史郎君）

助役。

○助役（前川恒雄君）

写しは持っております。（「

「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）

次に石坂勝雄君。

○十二番（石坂勝雄君）

三浦議員とのやりとりの中かなり究明されているので重複は避けたいと思いますが、いまの市長の三浦議員とのやりとり、答弁を聞くと、日野の市民

特別な、いわゆる和解が成立したわけでございますから、それ以後その気持ちだけで特別なことをやろうということは考えてございません。

それから、どのような効果があったかということでございますけれども、これは私どもの担当の方で細かな計算をすれば出てくるわけでございますけれども、大まかに言いますと、七月七日でございましたか、大雨のときにあの公園の遊水池が大体水がいっぱいになっておりまして、これを見ましても、もしあれがなければこの水がそのままいわゆる六丁目の交差点のところに行っただろうことは、これは疑えないことだと私は思っております。もちろんあれでは足りなかったわけでございますけれども、少なくともあの分は減ったと、高さの上で減ったと私は思っております。

○議長（名古屋史郎君）

石坂勝雄君。

○十二番（石坂勝雄君）

これを最後に私はしたいと思うんですが、どうなんです、現実には市当局としては、この問題にすばりいわゆる責任がないという気持ちでいるのか。道義的という問題では私は非常に言いにくい、実際こういう弔慰金という形でなくて和解という、しかもそれが公判の和解だということになれば当然何というか、受け取り方の問題によって、市としては何か、市民だからそういうことを早く決着をつけて、痛ましい事故だから決着をつけてやりたいという気持ち

であり、こういう痛ましい事故を早く解決するんだというお気持ちにあられるということは了とします。ただ、問題は、私は三浦議員と違った角度から究明して聞きたいと思うんですが、私は和解といっても裁判所で指示が出て、三分の一の額を日野で持ったということは、それなりの日野に落ち度があったと解せざるを得ないし、それは取り方の問題だと思っております。特に清水組を四分六で云々というような問題も出ている過程をみると、そういう点でこういう業者が次に、今後のいろいろな日野のこういう業者に対する取り組みの姿勢になると思うんですが、こういう業者の扱い方は今後の指名委員会等ではどういうふうに考えられるか。第一点。

それから第二点として、あそこ第五公園が遊水池をつくって、幸いにしてことは大きな集中豪雨的なものはないようなんですが、効果のほどをどういう結果があったか、これに関連する問題で、三浦議員が究明されて恐縮なんですが、その二点をお聞きしたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）

助役。

○助役（前川恒雄君）

第一点の業者の指名に関してどういふことかということでございますけれども、私もこの裁判を提起されていろいろやりとりしまして、清水組に対しては気持ちの上でひっかかるものがあることは事実でございます。これは私の気持ちの上でございます。それによって

が大多数を占める中で、市にもこういう契約業者に対する受け渡しの中で、何かやはり管理上の手落ちがあったと考えるのか、全然ないと思えるのか、その辺非常に微妙だと思っております、その点どうですか。

○議長（名古屋史郎君）

助役。

○助役（前川恒雄君）

原則論として私どもに責任はないと考えております。ただ、これは先ほど市長がする説明しましたように、結局水かけ論でございます。私も清水組とのかかるかわかりません。これをいつまでもやっておれば何年かというところで何年もかけてやる方がいいかということで、先ほど市長が言いました理屈じゃないと市長は言いましたが、まさにそれだと思います。私はそういうことで市が護歩したというふうに理解していただければありがたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）

次に大下博君。

○二十二番（大下博君）

この六四号に関連して弁護士の謝礼についてはここでは質問はだめですか。

○議長（名古屋史郎君）

いいです。関連ですからどうぞ。

○二十二番（大下博君）

これに関連して弁護士の謝礼金が五十万円出されておりますけれども、恐らくこの弁護士は日野で委嘱している顧問弁護士であろうと思っております。

ども、先ほど来から経過報告を聞いていますと、表面にいわゆる裁判所に足を向けたというのが、最初とあるいは和解を含めて五回なわけです。そのほかいろいろな弁護士のアドバイスなりあるいはアドバイス、意見なりというものがあったと思うんですけれども、表に出ているのはわずか五回なわけです。それが五十万円の謝礼金になっていきますけれども、これは他の弁護士に依頼した場合にもっと高い相場になるのか。あるいは顧問弁護士だから、委嘱している弁護士だからこのくらいで済んだのか。この金額についてひとつ伺います。

それから先ほど来から問題になっております。要するに五百万円出すということそのものはよろしいけれども、やはり裁判の中で和解というのでは大変問題があると、確かに私もそういうふうに思います。やはり弁護士はそういう専門の立場からやはりこういう裁判の中の和解でもやむを得ないという判断をされているのか、先ほど来には市長なり、助役なり、いわゆる市側としての要するに市の方には責任はないんだということおっしゃっていますけれども、その弁護士としての立場で判断された御意見というものはどういうことであつたかお伺いしたい。以上二点。

○議長（名古屋史郎君）

総務部長。

○総務部長（加藤一郎君）

それでは第一点目の弁護士の報酬の件でございますけれども、これにつきましては議員

さんのおっしゃったとおり、日野市の顧問の弁護士であるということから五十万円で済んだということでございます。本来のこの一つの規定がございますけれども、こういう中では最低では七十万、最高になりますと百三十万、こういうふうな数字も出ております。

○議長（名古屋史郎君）

助役。

○助役（前川恒雄君）

いまのことで続けましてちょっと申し上げますと、弁護士が使いました労力は裁判所に行ったということだけではございません。こちらの論議書をつくるということもこれは弁護士の大事な仕事でございますし、これは相当緻密な作業でございます。そういうこともございます。

それから私どもの市役所へ何度も足を運んでいただきまして担当の者、あるいは私どもと細かく打ち合わせをし、それで反論したということもございます。ですから裁判所に行っただけが弁護士さんの労力ではございません。

それから二番目の御質問でございますが、もちろん弁護士のどちらかといいますと助言で、私どもこのような決定に従うというわけでございますが、額につきましては、こう言っているんですが、私どもの方が強行なことを言って弁護士さんに相当むりなことをやらせたという経過がございます。この和解をのむということは弁護士さんの提言によってやったわけでございます。

○議長（名古屋史郎君）

よろしいですか。大下博君。

○二十二番（大下 博君）

和解をのまざるを得なかったというのは、やはり法律家の専門の立場からのそういうものに対しては金額がいろいろあったんでしょうけれども、こういう形で和解金を出すということはやむを得ないという弁護士の考えだったわけですか。そのところをちょっとはっきり。

○議長（名古屋史郎君）

助役。

○助役（前川恒雄君） そのとおりです。（「わかりました。よろしいです」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）

ほかに御質疑ありませんか。

なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題になっております本件については委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）

御異議ないものと認めます。

よって本件については委員会付託を省略することに決定いたしました。

本件について御意見があれば承ります。谷栄吉君。

○十番（谷 栄吉君）

この件の前に起こった日野坂途中の事故について、これは当然東京都の指導のもとに日野市が工事を施工した区画整理のもたらした事故でございます。被害

者は青木さん、これらは当然和解に基づく、私どもも時期を早めるということ強く要望したわけでございますが、今回のこの事故については当然市側からも工事説明についてもる工事に関する周辺の安全対策等の説明もあったろうと思います。それらの中で工事が始まった。その経過におきましての事故だった。そういう中で今後このような事故が起きた場合の処置を理事者側は十分に心の中でこの事件に対しての責任の分野というものを明確にしておいていただきたい。強く要望しておきたい。意見として終わります。

○議長（名古屋史郎君）

ほかに御意見ありませんか。

なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）

御異議ないものと認めます。

よって議案第六四号、和解の締結及び損害賠償の額の決定の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第六五号、昭和五十二年日野市一般会計補正予算（第三号）の件を議題といたします。理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（森田喜美男君）

議案第六五号は昭和五十二

年度日野市一般会計補正予算第三号で歳入、歳出それぞれ七千九百七十五千円を追加し、歳入歳出予算の総額を百六十八億八千六百七十七万九千円とするものであります。

なお、詳細につきましては担当部長に説明いたさせていただきますのでよろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（名古屋史郎君）

歳入、歳出全般について関係部長から詳細説明を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（松村清栄君）

それでは私から第三号の補正の説明をさせていただきます。

予算説明書の方をごらんいただきたいと思います。この中の二ページでございます。民生費の国庫負担金が千八百六十八万四千円でございます。これは、新坂下保育園の新築工事にかかわる国の負担金額でございます。民生費の国庫負担金の総額は十億七千七百三十三万七千円となります。

次の四ページの都負担金でございますが九百三十四万二千円でございます。これは都の場合においては四分の一の負担額でございます。民生費都負担額の総額は二億一千五百六十五万九千円と相なるわけでございます。

次の繰入金でございます。これは公共施設建設基金繰入金によりまして繰り入れまして、この坂下の保育園並びに十九小の不足分の土地代に充てたい、こういうことから五千四百九千円の繰り入れをさせていただきます。

それから歳出におきましては一般管理費五百五十万円、先ほど六四号で議決をいただきました報償費といたしましては弁護士謝礼五十万、それから補償、補てん、賠償金が五百万円でございます。この一般管理費五百五十万円分を、これは予備費から充当するようになっております。

それから民生費、児童福祉費の中の児童福祉施設費でございますが、これは新坂下の保育園、これは仮称でございますが、設計管理費二百四十七万円、それから地質調査三十九万円を計上させていただきます。それから工事請負費五千七百五十八万円をここに計上させていただきます。

それから十二ページでございますが、先ほど申し上げましたように十九小の用地の不足分、当初予算に七億七千八百七十一万一千円を計上してございますが、用地を造成する時点におきまして不足を生じたので千八百六十三万五千円の追加をお願いするものでございます。

それから予備費でございますが、先ほどお話し申し上げましたとおり五百五十万円を予備費から充当させていただきました。それで予算書の方でございますけれども、歳入歳出ともそれぞれ七千九百七十五千円を追加いたしました。歳入歳出それぞれ百六十八億八千六百七十七万九千円とするものでございます。以上でございます。

○議長（名古屋史郎君）

これより歳入歳出全般につ

いて質疑に入ります。三浦重春君。

○二十七番（三浦重春君）

保育園のことです。

お尋ねしたいんですが、後で保育園が出てくるんですか、じゃあそれはそれでいいんですが、予算のことで一つお聞きしたいと思います。市の方で広報にたびたび超過負担、超過負担とこういうふうに出てくるわけですが、今回の保育所建設に当たりまして超過負担がどれくらいあるか御説明願いたいと思います。問題は至って簡単であります。

○議長（名古屋史郎君）

企画財政部長。

○企画財政部長（松村清栄君）

これは非常にむずかしい問題でございます。この問題で裁判になっている事件もございます。

今回御案内のとおり補助金はつきましたけれども、起債がつかません。そういうことで今回の持ち出しは三千二百四十一万四千円となっております。これは一般の生財源をここに投入してございますが、この超過負担ということになりますとちょっとむずかしいものですから、計算、私の方ではちょっとできないんじゃないか。どのくらいが超過負担になるかということは今後検討していきたいと思いますが。

○議長（名古屋史郎君）

三浦重春君。

○二十七番（三浦重春君）

それでは後日で結構ですから、この一つの保育園なら保育園、新坂下の保育園に限って

超過負担がどのくらいになるかということをも明細に資料をもってお答えを願いたい。かように思います。

それから一つは起債がつかないといいますが、このつかない理由を御説明願いたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）

企画財政部長。

○企画財政部長（松村清栄君）

これは時期的に非常に遅れてしまったわけでございますが、この補助金がついた時点では起債の申請が全部終了いたしました。起債の申請が認められなかった、そういうことが現状でございます。

○議長（名古屋史郎君）

三浦重春君。

○二十七番（三浦重春君）

補助金をもらう時点で当

然そのつくるといふ予定の中で交渉をしたものと考えられます。補助金の申請も多分六月かそこいらにあるんじゃないかと思えます。そういう中でやはり起債も当然そのときに交渉すればいいからでは遅いからということではなくて済んだんではないかとかように考えるんですが、その点の御見解はいかがでしょう。

○議長（名古屋史郎君）

企画財政部長。

○企画財政部長（松村清栄君）

その点について厚生委員会に付託にしたいと思いますけれども、あの近くでございます。その保育園の関係もございまして、後ほど福祉部でこの問題については説明していただくとお思いますけれども、いろいろな問題がございまして、補助金が後になったということでは



ざいますから、その時点については起債の申請が間に合わなかったということでございます。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）

次に、林重義君。

○九番（林 重義君）

保育園の申請というか、そういう

形の予算なんです、当初予算の収入ですか、歳入のところで制限が六十名と書いてありますが、六十名の保育園の設置については市民要望とか離れて少ないという感じがするんですけども、用地の関係でそれしか入所できないのか、そういう点ですけれども、その関係があるかどうか。

○議長（名古屋史郎君）

福祉部長。

○福祉部長（赤松行雄君）

市の方でいままですべて設置してまいりました保育園というのは、大体百人規模の保育園を考えてきているわけでございます。先ほどの総務部長の答弁とダブるわけでございますが、この地域につきましては公立保育園がないんだ、ぜひ設置してほしいというような請願等も出ています。そういう中で東京都の民生局の児童福祉課の方と、るる交渉してまいりましたが、七月の終わりになりました、旧来の保育園と競合しないという調査を東京都の方でいたしました、大体保育園に入らないでいるこの地域の、一キロ圏内の子供は五十九名であるというふうな東京都の調査がออกมาして、六十名程度の保育園でスタートしてどうか、というふうなことになる

一歩進んで、ここは結構だと思えますから、そのようなことがあるということは請願その他も出ておりますし、市内全般を見て、やはりそういうことにも早めに新設というか、そういう形をとっていただきたいということを見解として申し上げるんですけれども、そういう形なるべく、そうすれば経費も百名とか百名以上のことでしたら、職員その他についても相当数の小さな所よりも大きな所の方が必要経費については相当バランスの点でプラスになるんじゃないかというふうに考えますけれども、わりに小さな所をつくるより、余裕とあれがあるんならば一歩進んで来年度にも早急にできるように意見として申し上げます。

○議長（名古屋史郎君）

これをもって質疑を終結いたします。歳入、歳出全般について御意見があれば承ります。

秦正一君。

○十六番（秦 正一君）

新坂下の保育園の設置につ

いて、一年ぐらい前ですか、新町地区に公立保育園の設置ということで陳情書が出されているんです。これは野原さんの方からですが、この陳情書の扱いは委員会として最終的な、たまたま委員長という立場で私、発言しますけれども、最終的な委員会の結論としては、市の方と理事者の方と、また保育園の野原さんの方と競合しない、お互いに話し合いをしていくということで、その話し合いがついた時点で設置されると思うんですけ

りました。そういうふうなことで六十名に大体決定した。またその決定が大分遅れましたので、起債等も間に合わない時期になった。それで一年繰り延ばし等も考えたわけですが、東京都が来年度についての補助金なかなか約束できないというふうなことでございましたので、今年やむを得ず六十人規模の保育園を建てる結果になったわけでございます。そういうことでございます。

○議長（名古屋史郎君）

林重義君。

○九番（林 重義君）

いま部長の答弁ですと、いろ

いろ事情がおりるようで、それによって東京都あたりの指導というか、上級官庁の指導のもとにそのように人数によって用地自体はもっとたくさんあるんじゃないかと私は考えるんですけども、その中に六十名程度の第一段階でつくるといいうようなお話のようですけれども、意見も一緒に言ってよろしいですか。（「どうぞ」と呼ぶ者あり）そういうことなんですけれども、私はやはりいろいろな事情があるということに、確かに土地自体が市の土地でなく、無料で使えるということもあると思います。それでも市内全域としましたら、やはり百名の保育所を新設していただいてもまだ足りないという個所も私見受けられます。市の行政上の問題としてつくるのならば適当な個所もあるので、そういう所にぜひともこういうような行政を行われるような日野市のいろいろ経済とか、財政の状態であるならば

れども、そういう経過について福祉部長の方から私の方に非公式な形で話があったわけですけれども、少なくとも市長部局がそういった面で委員会に一言、その予算を執行する以前に話が必要ではなかったか、このように希望、意見を述べるわけですけれども、今後そういうことがないように、少なくとも委員会のかかわりあいのある陳情書があるわけですから、これは何とか結着をしたい。かなり余裕のある審議をしてきたわけです。もしそういう話し合いがついた時点で話があれば早速委員会を開いて結論を出したい、このようにも思います。

今後の扱い方の問題として、やはりそういった委員会の尊重議会の尊重というんですか、そういった面で一言、連絡を欲しかった、このように思うわけですけれども、よろしくお願いいたします。

○議長（名古屋史郎君）

ほかに御意見はありません

か。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第六五号、昭和五十二年度日野市一般会計補正予算（第三号）、歳入のうち国庫負担金、都支出金、繰入金、歳出のうち民生費を厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）

御異議ないものと認め、

厚生委員会に付託いたします。

議事の都合により暫時休憩いたします。

なお、休憩中に厚生委員会を開催いたしますので、よろしくお願ひいたします。

午後三時五十分 休憩

午後五時 十二分 再開

○議長（名古屋史郎君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

きます。

これより議案第六五号、昭和五十二年度日野市一般会計補正予算（第三号）の件を議題といたします。

本件については、一部厚生委員会に付託しておりますので、

厚生委員長の審査報告を求めます。

（厚生委員長登壇）

○厚生委員長（秦 正一君）

休憩中に、厚生委員

会に付託されました民生費のうちの児童福祉費六千四百四十万の補正についての審議を行いましたので報告いたします。

新坂下の保育園については、かなり前から福祉の児童課においても、何とか公立保育園が少ないので、そういった面も進めていきたい、また東京都の認可を得るための、そのような働きもしてきた、ということが進んできたわけですが、たまたま野原さんの保育園から新町地区に公立保育園の陳情書というところで、陳情書が出てまいりました。その中には、新坂下に保育園をつくることは至近距離である、また、私立保育園に対

しての長年の市に対しての社会的な貢献をしてきた、そういう面では何とか財政的な面においても配慮してほしい、というふうな陳情書の内容でございます。

前回までの委員会の結論といたしましては、いずれにしても野原さんの保育園と市とよくお互いに話し合って、そういった至近距離の問題とか、また、財政的な面においてもよく話し合っ、納得の上で公立保育園を進めてほしい、という委員会の結果であったわけでございます。

今回、市としても、東京都の民生局にいろいろと相談もし、お願いをし、東京都民生局といたしまして、野原さんの周辺一キロにわたって保育園の調査も行い、大体五十九名の保育園がいる、入れないお子さんがいらっしゃるということで、東京都といたしまして、七月の初めですけれども、六十名の定員で始めたらどうか、また、二つ目としては、一年間待って、その上で進めたらどうか、それから三つ目の案といたしまして、もし、百名の定員で進むならば、野原さんの百五名の定員を将来とも保証してもらいたい、というふうな、そんなふうな提示がなされて、市といたしまして、厚生省との補助金の――国庫補助金ですが、こういったふうな関係もあるし、何とか来年度から始めていきたい、という意向で、とりあえず六十名、この定員で進みたい。市長といたしまして、野原さんとお会いして、これは八月の九日ですか、野原さんとお会いして、い

ろいろと野原さんの事情も聞き、そういう六十名の案と、また野原さんの市長に対しての、市に対しての要望、こういったものも聞き、また各園、保育園、私立の保育園のそういった実情かなり借金もしてあるわけですね。そういった面の低利の金を貸してほしいとか、また、利子補給してほしいとか、また運営費、これに對しても、増額してほしいとか、そういったいろいろな要望もなされて、市といたしまして、それを了とし新年度から何とか配慮していきたいというふうな意向で一応野原さんの方と市と話し合いが結着いたしまして、市の現在の案を進めていくというふうに説明があったわけです。また委員会といたしまして、このような野原さんの方の陳情に沿って考

えた場合に、至近距離といっても、六十名で野原さんの園を脅かさない、運営にも支障を来さない、五十九名の保育園がいるならば大丈夫だろう。また、運営費についても、他市並みのそういった運営費を、何とか配慮の中に入れてということならば、これは長年市に貢献してきた、また、社会に貢献してきた、そういった私立の保育園の立場に立っても大丈夫じゃないかというところで、一応、この新坂下保育園設置に対しての、この六千四百四十万円のこの補正額を原案を認定したわけでございます。

なお、陳情書の扱いについては、一応、九月の定例会で議題となりますので、そのときに御報告したい、このように考えております。

以上ですが、補足がありましたら、副委員長さんの方からお願いしたいと思ひます。以上です。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）

これより質疑に入ります。

杉山寅三郎君。

○十八番（杉山寅三郎君）

いまの委員長の説明は了解いたします。そういう中で、先ほど林議員が意見として言っ

てるようでしたけれども、やはり野原さんの保育園周囲に対する入園漏れといいますが、それを救済ということでおやりになる、ということでございますから、それはそれで私は結構だと思ひます。したがって、それに関連して、やはりほかの保育園でも非常に保育園が多いわけですね、それらに対する考え方、それらをそういう形でこれから救済というと、ことはちょっと妥当かどうかわかりませんが、それは市民の要望にこたえ得るために、何か具体的なお考えがございなかろうのか。やはり市民ですから、公平な行政サービスを受ける権利もあろうと思ひます。一部がそういうことで、それで五十九名、六十名ということで、来年も保育園児がそういうふうに収容できる。先ほど申し上げたとおり、ほかの保育園でも保育園も多いわけですから、それに対する、もし御同意がなされましたら、委員長の方からお答えいただくし、もしなければ、同じ質問で理事者の方から、他の保育園に関連しての保育園対策というのはどうなのか、そのところをお答えいただきたいと思ひます。

○議長（名古屋史郎君）

厚生委員長。

○厚生委員長（秦 正一君）

直接、他の保育園に

対しての保育園の扱いについての審議はしておりませんけれども、第一保育園で三十七名、それから日野第二でゼロ、おおくぼ保育園で十九、至誠第二で一、小ばとで三、このような保育園は、一応、東京都で調べた結果は、そのように先ほど五十九名という中に入っておるわけです。他の園に対しての保育園の扱いについては、委員会として特段審議しておりません。

（「結構です。理事者から……」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）

福祉部長。

○福祉部長（赤松行雄君）

毎年、四月の時点で保育

所の入所を決定しておるわけでございますけれども、今年の四月におきましても四百何名かの保育園が出ております。保育園対策としては、全般的な問題を含んでおるわけでございますけれども、日野地区に公立保育園を欲しいという場合の請願の要旨の中には、私たち強く感じますのは、この地域には公立保育園が全然ないものですから、民間の場合には、三歳、四歳、これを中心に保育しております。そういう状況の中では、ゼロ歳、一歳、二歳の保育が非常に保育対象の中から除かれてるというわけじゃございませんけれども、非常に保育数が少ないということなのです。それで低年齢児対策として、日野地区には公立保育園一つ欲しい。それで、その公立保育園が、各民間の手

薄な低年齢児に対して対策するんだ、こういうことで考えてお

るわけでございます。全般的な保育園は、ここ数年、そうたくさんふえておりませんし、大体、四百名ぐらいずつと移向をしております。そういうふうなことで、保育園といいますが、指数七とかあるいは八の中でも低い方、ということで、この保育園全部なくすということについては、非常に大変なことじゃないか。各、二十六市と比べても、保育園については、日野市は手が行き渡って方じゃないか、というふうに考えておるわけでございます。全般的な保育園については、今後の問題として取り組みたい。日野地区の場合には、低年齢児が、公立がないものですから、全然手が入ってなかったで、それを重点にしていっていただきたい、ということをお願いするわけでございます。そういうことで、ひとつ御了承願いたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）

杉山寅三郎君。

○十八番（杉山寅三郎君）

福祉部長の答弁は、わか

らないわけじゃないんですけれども、確かに技術的ないろいろなことがあるにせよ、一般市民からちょっと考えただけでも、その地域は、これは保育園がなくなるという考えが出ますから、やはりほかの地域で、同じ市民でありながら毎年保育園になる数も多いと思うんですよ。それらに対する考え方も合わせてお考えいただきたいと、やはり不公平な取り扱いになるのではないかと、という心配があるわけなので、これらについては、積極

的に取り組んでいただいて、全部皆無ということには非常にむ

ずかしいと思いますけれども、それなりの誠意というものは、私はお持ちになるべきだろうと、こういうふうに考えておりますので、ひとつよろしくお願いいたします。

○議長（名古屋史郎君）

次に滝瀬敏朗君。

○二番（滝瀬敏朗君）

いま委員長の報告で大体わか

るわけですが、一点だけお聞き願いたんですが、人員の把握というところで、民生局の方で統計をとり調べた上で、五十九名がいるんだというふうなことで、六十名の定員にしたんだというふうなお話でございます。地域の住民の皆さんが、地域に保

育園幼稚園を建設していただきたいという要望は、これは当然であらうかと思いますが、前にも一つ例がございましたように、百草台の幼稚園ですか、この際にも、いろんな問題で私も質

問をしたりした経緯がございます。それで、あそこは、たしか百名定員だと思いましたが、いざ開園をいたしましたら六十名しか集まらなかった、というふうな事態もございます。そういうふうな中で、多額な税金を投資するわけでありまして、市民の税金は公平に分配していかなければならない、というふうな原則もございます。そういうふうな中で、何か政治的な配慮に

よって、どうしてもその地域に保育園をつくらなければならぬんだ、というふうなことであるのか。端的に言いますと、そういうことでありますし、また、どうしても必要性があつて保

育園をつくるのかどうか、というふうな基本的な問題について市長にお伺いしたいと思ひます。

○議長（名古屋史郎君）

市長。

○市長（森田喜美男君）

政治的にその配置が云々なんてことは私も全然考えておりません。ただ、土地が確保し得るかどうか、ということに非常に隘路がある一面があります。なるべく公平を期してそれから造成事業等の際には土地をもらってなるべく普及させたい、こう考えます。

○議長（名古屋史郎君）

滝瀬敏朗君。

○二番（滝瀬敏朗君）

民生局の方の人員の把握です

ね、こういうことについてわからないことはないわけですが、日野市でどれだけ把握されてるか。何か具体的に任せますか。人員の把握について……。

○議長（名古屋史郎君）

福祉部長。

○福祉部長（赤松行雄君）

このたびの東京都の調査と

いいますのは、民生局の指揮を受けまして、細かいデータを持っておりますのは、福祉事務所でございますので、その指示に基づいて福祉事務所が数値を出したわけでございます。先ほど委員長から御報告されてるわけでございますけれども、野原さんをセンターにしまして、一キロ範囲でございますね、一キロ範囲の中でどの程度の保育園があるか、ということでございます。ですから、その一キロを最限なく延ばすと、幾らでも保

児が出てくるわけです。そうしますと、至誠だとか、それから小ばとだとか、いろいろ影響するところがありますので、厚生省の保育所と保育所の間は一キロの間隔をとりなさい、という基本がございますので、それをセンターにしまして、一キロ範囲で調査した結果でございます。それで日野保育園の場合には、三十七名でございます。

それから第二保育園、同じ野原さんの第二でございますけれども、この場合にはちょっと距離がございますので、この中では、要するに保留児はございません。それから、おおくほの場合には非常に接近しています。それで低年齢児が多いわけですが、十八名の低年齢児の保留児がおります。もちろんこの十八というのは、ほんとうに保育されていない子供でございます。保育を望んでいるけれども働いていないなんていう申請が、ゼロ歳でもいるわけですが、それは全部省いております。それから至誠第二で一名でございます。それから小ばとで三名、合計して五十九名ということでございます。それで、低年齢児が多いわけでそうなるわけなんです。保留児を全体を抱え込むので、副議長さんみたいな御意見も当然出てくるかと思えます。やはり前向きに対処していきたいと、そういうデータでございます。

○議長（名古屋史郎君）

滝瀬敏朗君。

○二番（滝瀬敏朗君）

先ほど申し上げましたように、

根拠は通達でございますけれども、半径一キロにまちがないんじゃないかと思えます。直径にしますとおっしゃるように二キロということでございます。それで東京都の民生局の方はこの一キロ半径というのを採用していないというのは、東京都みたいに非常に人口の過密のところでは、一キロにしましてやはり町村部と違いました過密なものですから、一キロという距離間は採用しておりません。ただ、その中で競合して、営業じやなくて、社会福祉事業ができなくなる、子供が十分集まらなくなるということのないようにという計らいでございます。ですから、今度の場合も百五名除いた数があと幾ら余っているか、その中でやっつけば両方とも成り立つのではないかとということで六十名増加というふうなことでございます。

それから百草台でございますが、おっしゃるとおり五月一日開園だったものですから、お母さん方が一ヵ月自分で預かって百草台の開園を待っていただくというふうな方はなかなかないんですね。どこかにお願いしてしまおうというふうな、公立保育園にお願いする、あるいは民間保育園に頼んでしまおうというふうな状況で、初年度はおっしゃるよう非常に少なかったわけでございます。二年度はふえました。最初は団地でえらい数があるようだったんですけれども、団地が言うほどはなかったんですけれども、いずれにしろ初年度の影響、五月開園、一ヵ月おくれたという影響で、おっしゃるような満杯の状態にはなら

民生局の調査あるいは市の調査に対して云々ということじゃないんですが、いざ開園したら、さっきの話じゃないですけども、入園者がいなかったというふうな事態が仮に起こるとしたら、莫大な投資をするわけですから、大変な問題になるかというふうに思えますね。そういうことで、そういうデータをわかる範囲内ではつきり出していただきたい、というふうに思いますね。（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）

厚生委員長。

○厚生委員長（秦 正一君）

ちょっと補足しますけれども、先ほどちょっと抜かししましたけれども、六十名の定員の内訳ですけれども、ゼロ歳が六名、それから一歳が八名、二歳が十一名、三歳が十一名、四歳が十二名、五歳が十二名、このような予定で出発することですから、一応、先ほど報告の中で漏らしたので、報告しておきます。

○議長（名古屋史郎君）

滝瀬敏朗君。

○二番（滝瀬敏朗君）

いま一点、大変申しわけないんですが、一キロ範囲内というふうなことの説明ですね。これは何か法律的な根拠等があるわけですか。私は何か隣接の場合

二キロというふうに承知しているんですが。

○議長（名古屋史郎君）

福祉部長。

○福祉部長（赤松行雄君）

東京都はそれは採用しておりませんけれども、厚生省からの通達ということで法律的な

なかったのが事実ですけれども、今度の場合は、やはり四月一日開園で、そういう状況でないような形で運営していきたい、こういうふうに建設部の方とも協議しております。

○議長（名古屋史郎君）

ほかに御質疑ありませんか。

なければこれをもって質疑を終結いたします。

委員長報告について御意見があれば承ります。島村孝志君。

○二十九番（島村孝志君）

特に委員長報告に御意見

というよりも、保育園問題について意見を申し上げておきたいわけですけれども、御存じのように、いまこのお話の委員長報告の中にも再三話が出ておりましたが、「公立保育園をつくる会」、そういう名前の会ができて、この話もかなり請願その他を進めているという実態を見ましてもおわかりのように、元来保育園というのは公立であろうと私立であろうと、措置児という扱いでは父兄の直接の負担は措置児扱いになっていけば変わらないと思うんですけれども、にもかかわらず「公立保育園をつくる会」というのが、話が進められているというところは何を物語っているかと言いますと、同じ措置児でも中の扱い、あるいは設備等々に差異があるということが、やはり大きな問題として言えるんじゃないかと思うんです。しかしながら、この問題は、今後の行政指導の中で進めていただくとして、とりあえず措置児という扱いをされる方々は、公立私立を含めて同じだと考えましても、四百名を超える五百名近い保留児の方がいら



っしゃる。ところが先ほどの説明を聞いていますと、あるいは質疑を聞いておきますと、民間保育所との関係がいろいろ法律的にもあるというお話を伺っております。ところが実態としてなかなかこの地域もそうではないだろうと思います。私も年間を通じていろいろと市民の方から要請がある問題の一番多くは、やはり保育園問題が非常に多いわけです。そういうことを考えても地域的には私立あるいは公立それぞれを考えても非常に保育園が欠けている部分が市の中にはあるのではないかと思っていますね。そういう意味で過日教育委員会で幼稚園に行かれています、いわゆる公立幼稚園に行かれています園児の方々を、幼稚園ごとに分布図をとった表をたしかつくられた経過があるやに思いますが、これと同じような意味合いで、保育園児あるいは保育園も含めて年齢別にどういうふうな分布でこの保育園にどの地域から通っているのか、こういうことを一遍つづつてみる必要があるんじゃないか、それによってどの地域に保育園というものが一番必要とされているのか、このことを十分把握をした中で、今後の保育園をぜひひとつ精力的につくっていただきたいということをお願いしておきます。以上です。

○議長（名古屋史郎君）

次に石坂勝雄君。

○十二番（石坂勝雄君）

私も保育園をつくられるということに対しては非常に市民要望でもあるし、働く立場の人に必要なと思うんですが、問題は、いま委員長の報告にもあっ

たように、公私特に私立の保育園の適正配置、しかし、この適正配置ということが現実に言葉どおりのように、保育園は措置児を扱うのが念願であって、別に日野から多摩市にお願いしても、八王子にお願いしてもいいという中で、なかなかこの適正配置というものが今後理事者はどういう形でやられるか。要望になるかもしれませんが、そういうものをどういう形の中で検討するかという課題にきているんじゃないか。

それから第二点目としていわゆる日野の場合には幼稚園、保育園二つとも持っている関係から、特に保育園の使命は私は措置児だということがあると思いますが、その中でも特にゼロ歳から満三歳までの、いわゆる一番入れないという要望の強いのはゼロ歳から三歳児ではないかと、こういう点を考えると、こういう施設の見合うものと、これに何ていうか技術的とか、いわゆる医学的な問題も含めたそういう完備したものをつくっていくことが使命ではないか、こういうふうに考えます。

第三点として、いわゆる保育園行政というのを市で、これは言い過ぎになるかもしれませんが、保育園をつくらばいゆる一般財源としては非常に少ないもので、起債なり国庫の支出金なり都の補助金等でできるといような安易な考え方ではなくて、将来の何ていうか、国自体もその点では責任があるんじゃないかと思うんですが、いわゆる保育園行政、特に幼保の一元化ということの恐らく五十年の十一月くらいに行管で指摘を受

けていると思うんですが、そういう問題を含めて私はしなければならぬ問題じゃないかと思えます。

以上三点を意見として申し上げます。

○議長（名古屋史郎君）

ほかに御意見ありませんか。

なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（名古屋史郎君）

御異議ないものと認めます。

よって委員長報告のとおり可決されました。

次に、ただいま可決されました厚生委員会関係を除いた部分を採用いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（名古屋史郎君）

御異議ないものと認めます。

よって議案第六五号、昭和五十二年度日野市一般会計補正予算

（第三号）の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第六六号、日野市立日野第十九小学校（仮称）

建設用地取得の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（森田喜美男君）

議案第六六号は日野市立平

山小学校の不正常な授業を解消するため、日野市立日野第十九小学校仮称建設用地を取得するものであります。なお詳細につきましては担当部長に説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（名古屋史郎君）

関係部長から詳細説明を求

めます。総務部長。

○総務部長（加藤一郎君）

それでは御説明申し上げます。

まず、本議案につきましては、五十一年十一月十

二日京王と締結いたしました覚書及び造成工事協

定に基づきまして、工事の竣工を急いでおったわ

けでございますけれども、このほど竣工を見たわ

けでございます。それで校地の面積は一万八千三百七十八

六七平米でございます。契約金額は七億九千七百三十四万五千

百四十九円でございます。この契約金額の内訳を申し上げます

と、造成前の価格でございますが、平米当たり三万二千六百七

十円、坪当たりでは十万八千円になります。総額で六億四十三

万一千百四十九円という数字でございます。また、これに対す

る造成工事費でございますけれども、総額では一億九千六百九

十一万四千円、平米当たり一万七千七百十四円、坪当たりで三万五

千四百十八円となります。造成工事費込みの取得価格は先ほど

申し上げました契約金額でございますが、平米当たり申し上げ

ますと四万三千三百八十四円、坪当たり十四万三千四百十八円でございす。学校用地につきましては一万八千三百七十八・六七平米のうち、日野市分でございますが六千八百一十一平米でございます。八王子市分につきましては約一万一千五百六十七平米でございます。八王子との協議の中で行政界の変更は行わない、それから既設道路いわゆるハイキング道路でございますが、このつけかえ、それから排水処理は従前の分水嶺により処理する、こういった覚書であります、造成工事費を徴するに当たりましては、いずれもこれらの条件を入れてでございます。以上でございます。

○議長（名古屋史郎君） これより質疑に入ります。  
石坂勝雄君。

○十一番（石坂勝雄君） ちょっと伺いたいと思うんですが、いま総務部長の詳細説明にもあったけれども、十三万何ぼくらいで造成したものが、取得できるというものが、約一万円くらい上がっている。そうかといって一万円ではないようなんですね。さっきの認めた予算の中で一千八百六十三万五千円ですか、取得価格の追加が出ているので、その辺の何か造成費に金がかかったのかどうかということが一点と、それから予算書と今度の補正の額を足すと、大体合計七億九千七百三十四万円だけれども、この契約金は五千四百四十九円ですか、幾らか予算の方が若干上回っているんですが、その辺の点を二点聞きます。

○十二番（石坂勝雄君） いま総務部長の報告はあれ

ですが、そういう自然地域というが、緑地保全地域というが、そういうことなので造成上に非常に金がかかったということが実際の単価がかかったということに了解してよろしいですか。それが主だということですか。（「はい」と呼ぶ者あり）了解します。

○議長（名古屋史郎君） 次に秦正一君。

○十六番（秦 正一君） この造成に当たって周辺の水はけなんかはどうですか。かなりがっちりした方式でやるわけですか。たとえば旭が丘小学校のやはり校庭の水が相当のりを削って、土砂を流して下の住民の方に迷惑をかけている。そういう面からさらにこういう造成地は水はけを考えていかなとやはり問題が起きるんじゃないかと思うんですね。そういった面をもしわかれれば……。

わからなければそういった面を配慮してもらいたい。

○議長（名古屋史郎君） 用地課長。

○用地課長（伊藤正吉君） この設計に当たりましては、市の土木課と協議いたしまして、それで設計を行い、またそれに基づいて施工されておりますので、排水処理は十分考慮された設計ではないかと思ひます。

○議長（名古屋史郎君） よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり） 次に高橋通夫君。

たいと思います。細かいですが……。

○議長（名古屋史郎君） 総務部長。

○総務部長（加藤一郎君） 今回、補正でお願いしているわけでございますけれども、この主な理由を申し上げますと、まず第一点目は工事の変更、これがまず行われたということが一つございます。それからいま一つは、この地域は首都圏近郊緑地保全地域である。こういうために東京都からの指導もございまして、のり面の植栽工事、これは今回の取得面積外の部分でございますけれども、こういった部分につきましても植栽工事を行う、こういうことが一つあるわけでございます。そのほか九点ばかりございますけれども、いろいろ工事に当たりました東京都市の指導等もございまして、また実際の工事に当たる造成工事に当たりまして必要な個所の変更が行われたということがよりまして、金額が若干上回ってきているということが内容でございます。これは一点目二点目合わせて御回答申し上げますたわけでございますけれども。

○議長（名古屋史郎君） 企画財政部長。

○企画財政部長（松村清栄君） 取得金額が七億九千七百三十四万五千四百四十九円となっておりますが、予算額においては七億九千七百三十四万六千円と、円を千円単位にしてございますので、契約金額と違ってまいります。

○議長（名古屋史郎君） 石坂勝雄君。

○十九番（高橋通夫君） ちょっとお伺いしますが、この造成工事ができているので擁壁とかすべて手をつけずに学校が建てられるということであるか。なお斜面等もあるので、造成した有効面積はどのくらいであるか。また埋め土なんかは、そのところほうまくやると思うんだけれども、ブルとかそういうものをつくるときに、百草小学校のようにパイルをうんと打つとか、そういう難工事というふうなそういうことがあるかどうか。そういう点について質問いたします。

○議長（名古屋史郎君） 答弁、総務部長。

○総務部長（加藤一郎君） 先ほど御説明申し上げたとおり、この現地につきましては、すでに造成が完了して建物ができる状態になっているということでございます。

○議長（名古屋史郎君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 私もときどき見ておるんですが、御心配のような埋立地というのはなくて、むしろ自然土を削ったという地質になっておりますから、埋め立てた土を流すとか、あるいは高橋議員の御指摘になったようなことはあり得ない。ちょっと盆地のような形の所ですから、排水は確かに京王の造成地の方にとるのが大部分だと思っております。そういったちょっとすりばちのような地形になっております。排水についても十分配慮をいたした。それから土砂が流れるということはない、こういうふうに考えております。担当者の方がお

答えしておりますけど、私もそういうふうな判断をしております。

○議長（名古屋史郎君）

高橋通夫君。

○十九番（高橋通夫君）

斜面等取り除いた有効面積がどのくらいかという質問があったんですけれど、その答えが……。

○議長（名古屋史郎君）

総務部長。

○総務部長（加藤一郎君）

先ほどその斜面というのは

は私の方で説明いたしました、のり面のことを指されているのかどうかということがあるわけですが、そののり面は先ほど面積の中に一万八千三百七十八・六八メートルということで、のり面につきましては、これは別な枠になりますので、これは約五千平米ばかりあるわけです。五千平米ばかり、のり面の植栽を行った、今回の取得につきましては、この一万八千三百七十八・六八平米を取得するところということでございます。

○議長（名古屋史郎君）

高橋通夫君。

○十九番（高橋通夫君）

買収面積に対して何ほぐらに当たっているのかということも聞いています。

○議長（名古屋史郎君）

助役。

○助役（前川恒雄君）

いま総務部長がお答えしたのは、のり面とか高橋議員がおっしゃったものですからお答えしたはけでございますが、のり面を買収するわけではございません

きするのは、いつも京王住宅からの問題で下の方々が迷惑して、今度市長の配慮によって下水計画がなされて排水管は雨水とかいろいろ調査要綱終わるような予定でございますので、どのくらいの水量かわかっていると思えますけれども、その点を確認したいと思えます。

○議長（名古屋史郎君）

建設部長。（「いい」と

呼ぶ者あり）

生活環境部長。

○生活環境部長（加藤一男君）

ただいまの御質問に

対して生活環境部長でございますので、ちょっと立場が違いますけれども、前任者の立場からお答えをさせていただきたいと思えます。

明快な計数的には私も承知いたしておりますけれども、いま林議員さんの御質問の、いわゆる八王子の行政区域の水がどういうふうな状態なのか、日野市の水がどういう状態なのか、ということだと思っておりますけれども、この前私から若干お答えをさせていただきましたけれども、分水嶺をかけることは許されません。したがって、いま議案書についております行政区境の部分がござります。ほとんど校庭部分につきましては八王子の行政区域でございます。この部分につきましてはすでに排水は完了いたしております。薬科大学のため升に流れていくという話し合いになっております。したがって、日野市に流れる、いわゆる浅川系統は日野市の行政区域の水だけである、計数的にはちょっと申し上げられませんが、内容はそうい

んから、有効面積を、これは細かい計算、私ちょっとここではできませんけれども、ほとんど九〇〇を越える数字になると思います。囲りの外周道路が有効ではございますが、あとの部分は全く学校として使える土地でございます。のり面はいわゆる買収面積外でございますから……。

○議長（名古屋史郎君）

よろしいですか。ほかに御

質疑はありませんか。林重義君。

○九番（林 重義君）

関連になるかもしれませんが

れども、排水の点やその他が何か造成が終わったというようなお話なんですけれども、どうも納得がいけない点がありますので、秦議員の関連になるかもしれませんが再度お聞きしたいと思えます。

総務部長のお話ですと排水については八王子市と、日野市の分担によって排水はするんだということでございますが、校地は平らでございますので、その分水嶺がどこにあったかということではなくて、日野市の水は日野市に流すという解釈で、大体六〇〇ぐらいが八王子市分のように思われるので、その点どこで境界をすんなかなきむずかしい点があると思えます。それで造成が終わったという点については学校の排水についてはこれからだと思えますけれども、一応基本として八王子分にはどのくらいの排水というか、どういう設計によってどの場所にとる予定なのか、その点を確認したいと思っております。実はそういうことをお聞き

うことでございます。

○議長（名古屋史郎君）

林重義君。

○九番（林 重義君）

よくわかりました。確認の意味ですけれども、校舎とか日常に使うという部分の排水とかというものについては、京王の現在の住宅内の排水路に入るという解釈だと思っておりますけれども、口径とか雨水の問題は薬科大学の排水路に入れるということでわかりました。その点が何かありませんか。

○議長（名古屋史郎君）

お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）

御異議ないものと認めます。

よって会議時間を延長することに決定いたしました。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題になっております本件については委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）

御異議ないものと認めます。

よって本件については委員会付託を省略することに決定いたしました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (名古屋史郎君)

御異議ないものと認めます。

よって議案第六六号、日野市立日野第十九小学校(仮称)建設用地取得の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第六七号、新庁舎備品購入の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

(市長登壇)

○市長 (森田喜美男君)

議案第六七号は新庁舎備品

購入についてであります。

本議案は新庁舎施設で使用する備品購入について、地方自治法第九十六条第一項第七号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第三条の規定により議案を提出するものであります。なお詳細につきましては担当部長に説明いたさせていただきますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長 (名古屋史郎君)

関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長 (加藤一郎君)

御説明を申し上げます。

日野市新庁舎建設に伴いまして、庁舎施設で使用する応接用備品ほかを購入するものでございますが、特注備品として七十五品目、百六十三件でございます。それから規制備品でございますが百四十四品目、五百八十三件でございます。購入する備品の対象室名及び品目はお手元にお配りしてございます明細書のとおりでございます。

業者の決定につきましては十社を指名委員会を選定いたしまして、八月八日入札執行した結果、株式会社松屋が三千四百十万円で落札したものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長 (名古屋史郎君)

これより質疑に入ります。

高橋通夫君。

○十九番 (高橋通夫君)

入札やったというんですが、十社っていうんだけれどもどういう社だか発表願います。

○総務部長 (加藤一郎君)

この本件につきましては

契約議案ではございませんので、別紙の中では報告されておりますけれども、御質問でございますので報告申し上げますけれども、伊勢丹、小田急、京王百貨店、西武、それから立川高島屋、東急百貨店、八王子大丸、松坂屋、松屋、三越でございます。

○議長 (名古屋史郎君)

よろしいですか。島村孝志君。

○二十九番 (島村孝志君)

新庁舎に移りますための備品

の現在予定されている総額、ここに書いてあるのが第一回目というふうに通っておりますけれども、最終的にはどのくらいを予定されているか伺いたいと思います。

○議長 (名古屋史郎君)

企画財政部長。

○企画財政部長 (松村清栄君)

ただいまのその件

につきましては各部それぞれ担当を呼びまして、これ以外の備品がどのくらいあるか、そういうことを詰めておりますが、最終的には七千五百万程度になるだろう、こういうふうに見当っております。(「了解」と呼ぶ者あり)

○議長 (名古屋史郎君)

石坂勝雄君。

○十二番 (石坂勝雄君)

この当初予算の中で五千百

万円、新庁舎の備品購入費はなされているんで、これの契約だから何ら差し支えないと思うんですけども、第一点は総務部長報告事項だからというような形だかにか、せっかく明細書が出ていても単価と金額まで入っておって、もし入れる必要がないならば単価と金額は書かないで、こういうものを買うんだ、総額でこうなんだというの方がいいんじゃないか、金額が入らなかったのか、そういうものは入れない方がいいのか、この点が一点。

それからいま一つは根本をなす問題なんです、いろいろな

庁舎にまつわる条件整備の問題で、道路とかいろいろな問題が出されておりますけれども、当然新庁舎ができれば備品が必要だということも十分わかりますが、もっと根本的な問題を、おそらく市長の考え方としては九月議会に考えているのかどうか知らんけれども、所在地どこにするんだとか、スケジュール的なものをどういうスケジュールでやられるのか、片方の新庁舎の方がどんどんどんどん先へ行っちゃって、処理しなければならぬ問題が遅れているように感じ受けるんですが、その点二点お聞きしたいと思います。

○議長 (名古屋史郎君)

企画財政部長。

○企画財政部長 (松村清栄君)

この新庁舎備品明細

書につきましては、これは業者にこのまま渡してこれに金額を入れてもらって、そして総額が三千四百五十万ですか、こういうふうに入りがされたわけでございますが、その渡した物、そのまま皆さんにこういう物を買うんですよということで参考として提出したものでございます。

それから第二点につきましては総務部長の方から

○議長 (名古屋史郎君)

総務部長。

○総務部長 (加藤一郎君)

スケジュールにつきましては、

では、現在庁内におきまして準備を進めておるわけでございますけれども、そういう中で、最終的なものはまだまとまってございません。移転につきまして、いつ落成式、あるいは開庁、



そういった基本的な問題につきましては一応煮詰めができて、市長の決裁を受けておりませんけれども煮詰めはできておりませんけれども、そういう中での準備は進めているということで御了解願いたいと思うわけです。

それからこの庁舎の問題につきましては、さらに今後の検討であるというふうに考えております。

○議長（名古屋史郎君）

石坂勝雄君。

○十二番（石坂勝雄君）

何か企画財政部長の、これ

を業者にやったら、どうなんですか、真剣に資料として出す気があるのか、出すなら金額を入れた方がベターなのか、こういう物を買ったんです、というんならば、単価、数量を消してしまえということをお願いしているわけですよ。そんなくならなことを聞いているわけじゃないんですよ、今後いわゆるものと基本的なことはどう考えているんですか、ということをお願いしているわけです。

○議長（名古屋史郎君）

市長。

○市長（森田喜美男君）

資料のことにつきましては

担当者の方からお答えいたします。

それから、庁舎が完成、九月いっぱい完成をする見込みであります。そこで九月の議会におきましては庁舎の位置の変更に関する議案の議決をしていただきたい、こういうことが一番基本になる部分だと思っております。それから、かねて庁舎建

設に伴いまして、道路交通あるいは排水その他の整備の条件がいろいろ必要であります。二・二・五あるいは一・三・二の中央線の橋かけ、これらにつきましては徐々に進行はいたしておりますが、庁舎の開設計点に間に合うというものではございません。もう少しばらく時間を必要といたします。

いろいろ指摘をいただきました特に大きな問題、排水につきましては、御承知のとおり日野用水の流末の根川の改修、あるいは東町に向けての新しい排水路のコースの、いわゆる道路をつくることになりましたが、これらの問題、それから一つには柴町に向けましての排水路、これらを総合して排水の問題は逐次解決をする方向に進行をいたしております。もちろん庁舎の開設計点で全てが整うということはありませんが、新しい庁舎に合わせまして、今後日野の町づくりにこれらを逐次整えていくということが今後の課題になっております。せいぜい努力いたしますので御了承をお願いいたします。

○議長（名古屋史郎君）

企画財政部長。

○企画財政部長（松村清栄君）

ただいま議員さん

からお話がありましたとおり、確かに単価とか金額、これは必要ないかと思えますけれども、たまたまこの参考書類は業者に配布いたしましたので、そしてこの金額、単価こういうものを業者がここに書きまして、そして入札の時に合計したものが入札金額となるわけでございます。たまたまこういう書類がござ

いましたものですから、これを利用していただいたわけござ

います。単価、金額が必要でないと思えば、ぜひひとつこれは消していただきたいと思えます。

○議長（名古屋史郎君）

石坂勝雄君。

○十二番（石坂勝雄君）

自分が言うのはもう契約も松屋に終えてることなから、こういう資料を出すんならば単価とか金額入れたっていいんじゃないか。さもなければ最初から向こうで利用した物をこっちへ出すということじゃなくてすっきりした物をそれほど忙しいんじゃないんじゃないか、ということを描いているわけですよ、終わり。（「関連」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）

滝瀬敏朗君。

○二番（滝瀬敏朗君）

庁舎建設にまつわるいろいろ

な排水の問題、あるいは道路の問題について石坂議員から質問があったようですけれども、市長の答弁の中で前向きに着々と進めていくんだという答弁がありました。しかしながらそういうものを前向きにやっていることはわかりますが、特に間接的に被害をこうむる所があるわけですね。たとえば先日の雨にしても谷仲山の地域の浸水、こういうのはすぐあらわれてきております。こういう問題を着々やっております、努力しています、じゃあ私は済まないんじゃないかと思えますが、具体的にどういうふうに解決していくんだという姿勢がありました

ら聞かせていただきたいと思えます。

○議長（名古屋史郎君）

市長。

○市長（森田喜美男君）

具体的にはそういうことは

すでに御承知だと思っておりますが、排水系統はすでに都市計画上整っております。

それからたとえば二・二・十号線につきましては東京都の測量を受けて、それからその次の道路建設に向けての事務に入っていた。その際にわれわれの排水路線もそこに埋設をする。それから日野用水系統につきましては、根川の改修をだんだん上流につないでくる、ということは御承知のとおりであります。特に日野市の町づくりに雨水排水、これは下水道はもちろんのことですが、下水道の実現に合わせての部分もありますし、それから単独に、雨水排水ということに真剣に都市整備部が主管いたしました、取り組んでおりますことは、御承知のとおりだと思っております。それが具体的な状況だ、というふうに御理解をいただきたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）

滝瀬敏朗君。

○二番（滝瀬敏朗君）

わかります。よくわかるん

ですが、先ほど申し上げましたように、直接いま被害をこうむっているわけですね。そういうものがいつできるんだかわからないというふうな中で、計画が進められている、そういうことです。

はつきり申し上げますと、東町へ抜ける排水の問題にいたしましても、どのようにそれじゃ進めていくんだか、その辺をお聞かせ願います。

○議長（名古屋史郎君）

都市整備部長。

○都市整備部長（成井正夫君）

お答えいたします。

今年度におきましては、一応都道の横断と、こういうことで建設を予定してございます。

それから来年度その先をやるかどうか、ぜひやりたい、とこういうふうに思っておりますが、なお、またこの延長で二・二・十でございますね。この二・二・十につきましては、かなり都の方も力を入れてきておりまして、立川との架橋の問題もございいます。そういうことで、概略の設計をやる、こういうことになりまして、それに何か若干高くなるそうですが

堤防より高くなる。こういうようなことで、いろいろ案と申しますか、計画を練っておるようでございます。それに合わせてやはりそれらの方の二・二・十の道路を変更しなければならぬ、こういう問題もございいますので、それが確定しませんが道路も決まらない、したがって、下水管も下に通すということが決まらないということになるわけでございますが、いずれにしても、都もかなり積極的に話し合いを持つように、向こうからも南建の方へ出向いておりますので、目下協議中でございます。

そういうことで、前々から市長も申しておりますが、その時点が余りおくれるようならば、何らかの別の方法を考えてでも雨水を配慮しなければいけないんじゃないか、こういうようなことも一応は検討させていただいて、こういう段階でございます。

○議長（名古屋史郎君）

滝瀬敏朗君。

○二番（滝瀬敏朗君）

東町へ抜ける問題が解決しない、別な方法でやる、というふうなことでいいですね。私は市の姿勢というものはよくわかりますが、先ほど何回も申し上げるようですが、すぐ浸水をする。この雨でも恐らく浸水しているんじゃないかと私は思いますね。そういう所の対策をやはり早く進めなければならぬと思うんですね。先日雨で、やっぱり谷仲山の地区が浸水しております。また、高速道路の側道に布設した排水でも、万願寺地域の水田が非常な被害をこうむっているということは、これは事実であります。そういう問題を一刻も早く解決をしなければいけない。先ほど申し上げましたように、市の計画をしているということはわかりますが、それが、いま部長の答弁で、いつ終わるんだか、どういうふうにやってくるんだか、ということがほんとうにわからないわけですね。これじゃ市民が納得できないんじゃないか、というふうに思います。その辺を強く要望しておきます。

○議長（名古屋史郎君）

次に谷栄吉君。

○十番（谷 栄吉君）

これは、いま滝瀬議員が重複

のような、関連のような形で言われましたけれども、確かに私も市庁舎建設についての条件のときに、日政クラブとしては、非常に強い要望を市長と取り交わしております。それらの中には、道路網の整備と環境の整備ということでございいますが、その一端でございいます道路網の整備についてでございますが、ほんの申しわけ程度のことで終わっており、というのが実情でございます、と申しますのは、二・二・五路線についても、昨年、担当者と権利者とのどうも食い違いが是正できないという中で、物別れになっておるのが事実のようでございます。その後どのような折衝を続けておるのか、その細かい点をひとつお聞かせ願いたいと思います。それらが権利者との話し合いがつかなければ、努力します、努力しますと言っても、どこで努力するんだかさっぱりわからない。刻明にひとつ説明を願いたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）

都市整備部長。

○都市整備部長（成井正夫君）

お答えいたします。

環境アセスメント……（「道路網の二・二・五路線の通過地点の土地権利者と、これらの担当者との話し合いが食い違って、何か物別れになっちゃった」と呼ぶ者あり）物別れになってるわけじゃないんです。その後、随時まとまっては会っておりますが、個々に会ってお話し合いをしております。

それで五十一年度でございますが、概略の設計ですね、これを一応終わっております。なお、五十二年度におきましては、すでに予算にも計上されておりますが、細部の設計、いわゆる中心線ですが、いろいろ細かい測量があるわけですが、これらについての予算もお認めいただいておりますので、これを実施する準備をしております。それで、そのボーリング調査をやりしなけりゃいけないのではないかと。まず……。そういうことで、その話し合いをいま進めております。そういうことで、これもやはり相手がございますので、毎日、毎日押しかけて行くわけにもまいりませんので、随時、機会を見て話し合いをして、こういうことでございます。以上です。

○議長（名古屋史郎君）

谷栄吉君。

○十番（谷 栄吉君）

もう一点だけ、これは滝瀬議員と重複しておりますけれども、はたしてこの先日の七日の大

雨についても、確かにそうなんです。私もとにかく現地でもって排水に参加したわけです。いわゆる床下浸水が始まって、毎年、これを数年繰り返しておるわけです。地元は、これ以上待てないんだというふうな、非常に追い込まれた気持ちでいるわけなんです。来年度あたりからぼちぼちやるでしょう、というふうな、そういうふうないま部長の答弁でございすけれどもどうしてそんなにおくれるのか。地元は、われわれはやっぱりこの被害の立場を大きく尊重しながら、地元と折衝しながら、

非常に協力を要請したわけですよ。実際、一番ネックであった古川さんにしたって私は誠心誠意話し合いの中で、ようやく古川さんの気持ちに対しての了解をしたわけですよ。そういう中で、また自治会長とも話し合いながら、ようやく条件が了解に達したわけです。これは、もう三年も前ですよ。まだ、それで設計もできない、とにかく測量もできないじゃどうしようもないんですよ。これは……。何年経たかわからないですよ。待ってろ待ってろ、いまにやる、いまにやるじゃ、これはどうしようもない。いつまでにやります、というような、やっぱり答えを出してもらいたいなあ。庁舎ができるまでには、環境整備をやりなさいと、こういうことで、市長と約束してあるわけです。なぜ、それができないんですか。オープンと同時にこれは地区外排水でもって市の庁舎の水はそっちへ流すと、こういうようなつもりでわれわれはあのときに同意をしたわけですよ。毎年繰り返されてるこの水害に対して、ほんとうに何をしてるんだ、そういう気持ちで市民はおるわけなんです。どうなんですか。いつまでにやってくれますか。何年待たされますか、明快なひとつ答えを出してください。まあ、九月まで待ちましょう。

○議長（名古屋史郎君）

都市整備部長。

○都市整備部長（成井正夫君）

ほんとうに、重々御意見ごもっともなんです。私たちが何にもしないでおるわけじゃございません。いろいろ、できるだけのことをやってお

つ早急にめどつけてください。とにかく強引にやってください。強引に……。もう地元は了解ついでるんだから……。変わらなければ変えてくればいいじゃないですか。河野一郎ぐらいの、建設大臣当時のあのオリンピッククの道路をつくったぐらいのあれでやれば、あんなものは、それこそ二月か三月でできちゃうと思う。やってくださいよ。ひとつ……。ぜひ頼みますわ。市長、それについてひとつできるか、お聞かせ願いたい。

○議長（名古屋史郎君）

市長。

○市長（森田喜美男君）

いま、谷議員のおっしゃることは、全く日野の開発が上の方から行ったということから生じておる地形の大変化でありまして、それに対応することが、私の時代に課せられたほんとうに大きな問題だ、ということを取り組んでおる気持ちであります。そして、いま話がついておるんだからとおっしゃいましたから、後でひとつその話がついたという部分を、よくお聞かせいただきたいと思います。それから、やっぱり根川をしりからいまして、要するに雨水を早く川に押し出すという大きな幹線をつくること、何といたってもとだと思っております。この間は、特に短時間に雨が降って、せっかくなつくりましたパイプスからも水が満杯になってしまったこの程度の雨なら大丈夫ですが、この間のように三十分間に三

つもりでございます。ただ、二・二・五だけにかかりっきりでおるわけにもまいりませんし、いろいろほかに緊急の問題をかかえておるわけでございます。そういうことで、今後とも一生懸命努力させていただきたい、こういうことでございます。

○議長（名古屋史郎君）

よろしいですか。谷栄吉君。

○十番（谷 栄吉君）

市長にお伺いしましょう。部長さんじゃかいそうです。どうですか、市長さん、何とかひとつ近年、とにかく四年も五年もこの問題で地元は苦しんでい

るんですよ。神明上ができ上がる段階で、どんどんどんどん被害がでかくなっておるわけです。大体、大雨が三時間降ると、がっちり床下はもう間違いないです。それ以上降ると、とにかくもう床上上がっちゃうんですから……。この川崎街道のオリエント、郵便局のところにかかっておるあの橋台も低いわけですよ、それらも原因ですけれども、そんなことは微々たるもので、とにかく地区外排水をとらなければ、この問題解決できない。と申しますのは、神明上からこの道路を伝わってくる、流れてくる水、それからまた神明上のあの階段を流のごとく、ナイヤガラのようにおっこつてくるあの滝、そういう水がこの側道を飲み切れなくて、さらにまたUターンして谷仲山の方へおろされてくる、そういう姿をわれわれはもう絶えず見ておるわけです。市長さんは、上の方で高台で高見の見物ということていられてる。実際、被害者の立場になって、何とかひと

十ミリ以上も降るような状況が、ごく短時間でも続きますと、いっときそういう浸水状況が生まれるということですから、ひとつこれからのあなたの専門的な知識も十分お聞かせいただきまして、なるべく早くひとつ処理をいたしたい、解決をしなきゃならんということにつきましては、ほんとうに心から感じておるところであります。（「よろしくお願いいたします」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）

次に高橋通夫君。

○十九番（高橋通夫君）

この明細書は、先ほど部長ですが、業者になにしたのをそっくり出したというんですが、七ページの中央の材質というのがあるんですが、このサイドテーブルとか書棚とかコート掛け、補助いす、サービスタ等の材質について、何にも書いてないけれども、こういうものを出したのかどうか。

○議長（名古屋史郎君）

企画財政部長。

○企画財政部長（松村清栄君）

材質については、こちらで指定してございますので、その点については説明をしてございます。そういうことから、ここに抜いております。

○議長（名古屋史郎君）

よろしいですか。高橋通夫君。

○十九番（高橋通夫君）

そういうことならこの説明をわれわれについても、このときはこうだという説明でなけれ

ば理解できないわけですが……。

○議長（名古屋史郎君） 企画財政部長。

○企画財政部長（松村清栄君） これは、非常にいろいろな材質もございますし、また、種類も多いわけでございます。これは全部私どもは見本を取りまして、その見本を全部チェックをいたしまして、そして指名してございますので、もし、この部分だけでもお知りになりたい場合は、私の方の所にいろいろなあれがございますので、参考に見ていただきたいと思います。

○議長（名古屋史郎君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君） 御意でないものと認めます。

よって本件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。本件について御意見があれば承ります。剣持佐吉君。

○十一番（剣持佐吉君） この庁舎の進行に伴って備

品購入はいい悪いは別として、当然の進み方だと思ふんですがそれに対して庁舎建設に伴ういろいろな条件があったわけですが、市長はその条件をなぜ整えないということについて、すぐ

できるものではないと、ごもっともな話で、全部すぐできるものではないと思ふんです。したがってこの全部できないものを

それを全部やってから庁舎をつくるということは、時期としても適当でないというので、庁舎建設だけはそれではよろうじゃないかということ、意見が一致して庁舎建設の予算の審議に当たったと思ふんでありますが、その後の経過あるいはきょうあたりのやりとりをみましても、市長が答弁をするということ、私は必ずしも適当だとは思っておりません。なぜならば、あれもこれもやっているというけれども、谷議員が言うとおり、こういうふうにやっているとこの段階までこういうふうにきているんだということは部長でなければできないはずなんです。したがって部長から明確な答弁がなか出てこないということは、市長の指示も十分ではないと思うし、部長もこれについての取り組み方が全く……、悪口になって恐縮であります。適当な言葉が見当たりませんので、その場限りという感じを受けないでもありません。それでは市民に対して言いわけの立たない議員も地域によってはあると思います。したがって、これからでも、いまからでも遅くはないと思いますが、そういう問題がまた九月議会においても質問が出るかと思われませんが、そのときには私は抽象的な市長の、これもやっている、あれもやっているという、やらないということではないんですが、たとえば一つの問題を挙げても、一・三・二の橋かけの問題を

一つ取り上げても、どういうふうに交渉して、どこまでいっているということがまだ明確な答えが出ておりませんし、それから高幡の地域におけるところの文化施設の調査費用もまだ手がついているように聞いておりません。この辺の問題からとらえまして、まだ私は条件整備については投げやりの状態ではないかと言わざるを得ないわけでありまして、失礼なことがありましたらお許しいただきます。今後は具体的な問題をここで各担当の部長が専門的に発表できるように、それは議会を通じて市民に納得のできるような説明をしていただきたいと思います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君） 三浦重春君。

○二十七番（三浦重春君） 庁舎備品の問題ももちろ

んですが、その他の庁舎の建設等にわたりまして、若干、問題点があるということで意見を述べさせていただきたいと思ひます。時間の問題もありますので、ずばり備品の購入の問題につきまして意見を述べさせていただくわけでございますが、これは当初予算に五千何がしの予算がついてありまして、それで私どもは一応了解を金銭的にはしてあるわけでございますが、当初予算のわれわれが、私が少なくとも了解した中におきましては、庁舎の特別委員会が議院にございまして、その中に庁舎建設反対という請願も出ております。その請願を多分、解決した後には執行に当たってはやるんじゃないかと、こういうふうな考

○議長（名古屋史郎君） ほかに御意見ありませんか。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」「反対」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君） 御異議ないものと認めます。よって議案第六七号、新庁舎備品購入の件は、原案のとおり可決されました。（「議長横暴」「反対だぞ」「おかしいぞ」と呼ぶ者あり）



これより議案第六八号、重金属排水処理施設工事請負契約の締結の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

(市長登壇)

○市長(森田喜美男君)

議案第六八号は日野市衛生

処理場の重金属排水処理施設工事の請負契約を締結するもので、地方自治法第九十六条第一項第五号の規定、及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第十二条の規定により提案するものであります。なお詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長(名古屋史郎君)

関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長(加藤一郎君)

それでは御説明申し上げます。この工事は水質汚濁防止法施行令、この改正に先立ちまして、厚生省環境衛生局及び都の指導によりまして、ごみの焼却処理施設から出ます廃油でございますが、この中に含まれて

いる汚水、排水、こういった重金属を除去する処理施設を建設したいというものでございます。この件につきましては予算計上の際にも御説明申し上げてございますけれども、処理方法は都の指導及び各メーカーによりまして状況聴取をいたしました。これに従いまして別添でございますが、フローシートがございます。

ます。中和凝集沈殿法、これを採用したわけでございます。こうした中におきまして、業者の指名に当たりましては業者五社

を指名委員会を選定いたしました。八月八日、指名競争入札を執行いたしました結果、株式会社タクマが九千四百五十万円で落札いたしました。入札の経過等は別添の入札調書のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

○議長(名古屋史郎君)

これより質疑に入ります。

林重義君。

○九番(林重義君)

何かこの問題の絵図を見ても

私なんか全然内容がわからないものでございますけれども、専門家のような質問なんですけれども、一応むずかしい工事でございますようですけれども、この工事が会社自体も専門にやっておられる会社じゃないかと思うんですけれども、こういうむずかしい特殊なものは常時あるという工事でもございませんので、指名願いが当初から、こういうむずかしい工事をやる会社が市の方に指名願いがしてあったかどうかという点なんですけれども……。

○議長(名古屋史郎君)

総務部長。

○総務部長(加藤一郎君)

確かにこういった工事に

つきましては特殊な工事でございます。そういう中で担当課といたしまして、こういった工事をやられる関係業者の方十四社ばかり選びました。そういう中におきまして、先ほ

ど説明の中で申し上げましたとおり、処理方法、

こういったものを聞きまして、中和凝集沈殿法、大変むずかしい言葉でございますけれども、こういった方法を採用するという中におきまして、この十四社の中から五社を選んだわけでございます。そういう中から今回入札が行われた結果がタクマが落札したということでございます。いずれにしても、こういった関係の工事につきましては大変特殊なものであるということはまちがいございません。

○議長(名古屋史郎君)

林重義君。

○九番(林重義君) それではこういうのは当初からの指名願いが出されていないということの解釈でよろしいわけですね。市の方に。

○議長(名古屋史郎君)

総務部長、業者としての指

名参加願いが出ているのかということですね。

○総務部長(加藤一郎君)

先ほど申し上げたとおり、十四社が指名参加に出ております。(「出ているわけですね。はい、結構です」と呼ぶ者あり)

○議長(名古屋史郎君)

ほかに御質疑ありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題になっております本件については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名古屋史郎君)

御異議ないものと認めます。

よって本件については委員会付託を省略することに決定いたしました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名古屋史郎君)

御異議ないものと認めます。

よって、議案第六八号、重金属排水処理施設工事請負契約の締結の件は、原案のとおり可決されました。

本日の日程はすべて終わりました。

これをもって、昭和五十二年第二回日野市議会臨時会を閉会いたします。

午後六時四十三分 閉会

右、会議の次第は書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証し、ここに署名する。

昭和五十二年八月 日

日野市議会議長 名古屋 史郎

署名議員 三浦 重春

署名議員 飯山 茂



5017537



日野市立図書館 81-7354



5017537